

厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)

開催日時：平成26年6月23日(月)15:10～18:45

開催場所：中央合同庁舎第5号館(専用第22会議室)

出席者：井出委員、栗原委員、横田委員、佐藤委員、永久委員、水上委員

○行政改革推進室長

ただいまより、厚生労働省「行政事業レビュー(公開プロセス)」を開催いたします。私は、行政改革推進室長の生田でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、御参加いただきありがとうございます。皆様のうち、取りまとめ役については、井出先生にお願いすることといたしますので、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。なお、皆様の御紹介については、時間の都合上、省略させていただきます。お手元の資料で御確認ください。また、本日の会議については、庁舎の設備の関係により、録画の上、会議終了後、厚生労働省ホームページに掲載させていただきます。それでは、行政事業レビュー(公開プロセス)の1日目を開催いたします。

本日は、3つの事業について行政事業レビューを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、頭撮りはここまでといたしますので、カメラの方については御退席をお願いいたします。プレスの方の傍聴は引き続き可能ですので、御着席をお願いいたします。

本日、1つ目の事業の「公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等)」についての説明を、5分間の時間厳守でお願いいたします。

○年金局

年金局の事業管理課長でございます。よろしくお願いいたします。私から資料に沿って御説明いたします。

1ページの項に、行政事業レビューシートがありますが、中身については7ページの「公的年金制度等の適正な運営に必要な経費」の所から説明申し上げます。

8ページは、「公的年金制度全体の適用・納付状況について」です。本日、たまたま午前中の会議で、平成25年度末の新しい数字を発表しており、公的年金全体の被保険者数が若干減ったことに伴い、本日の主な論点の第1号被保険者については、1,805万人ということで、若干の減少傾向。また、未納者の数が296万人とありますが、直近の数字では259万人で、こちらの未納者も少し減ったということですが、全体としてはこのような構成で、公的年金全体で見ると、新しいデータでは約96%の方が保険料を納付しているという形になっております。

9ページは、国民年金保険料に特に着目した資料です。右側のグラフにあるように、近年、ずっと低下傾向にありましたが、昨年度、一昨年度、2年度連続で納付率は上昇しており、今朝、発表した数字で見ると、60.2%が3月末現在でしたが、その後、年度末現在として60.9%ということで、若干、更に上昇したこ

とを発表させていただいております。

このような納付率引上げに向けては、この図の左側にあるような周知広報といった納付意欲の喚起から、納めやすい環境整備ということで、口座振替の促進、あるいはクレジットカードやコンビニ納付の導入等といった施策を講じております。それでも納めていただけない滞納者の方を中心に、民間事業者を活用した文書・電話・個別訪問による納付督促等を実施し、それでも納めていただけない方については、最終的な手段としては強制徴収というのがあります。これは納めていない方全員ではありませんが、特に悪質性の高いような方を対象としてやっております。平成 26 年度においては、控除後所得 400 万円以上の所得が高い方で、特に未納月数が 13 か月以上の多額の滞納がある方を対象にこの強制徴収を実施していこうということです。なお、資料の一番下にありますが、今般、先の通常国会において、納付率の向上方策等については一定の措置を講ずる法案が成立したところです。

10 ページは、国民年金保険料の収納対策のスキームで、今の内容について、数字入りで紹介したものですので、説明は省略させていただきます。

11 ページは、「厚生年金保険の適用・徴収対策」です。厚生年金は事業所単位で適用しております。事業所というのは日々新設されたり廃止したりということが行われますが、そのような事業所を適切に把握し、把握した事業所には加入指導等を行って、資格取得届を提出していただくということで取組を始め、それで自主的に保険料を納めていただけない方を対象に、やはり強制徴収の実施の措置を講じているということです。一番下の表にありますが、現在約 180 万の適用事業所があり、表の 3 つ目にありますが、適用調査対象事業所、まだ適用ができていないということで把握している数は約 39 万事業所あるというようなことで、これらの事業所に対してどのようにやっていくかが課題になっています。一旦、適用がなされれば、保険料は 98.1%の収納率できちんと収納いただいておりますし、83%という高率な割合で口座振替なども実施いただいております。

12 ページが、今回の事業の内容ですが、1 つは、国民年金保険料については、コンビニエンスストアで保険料を納付いただいているということで、個々人の方が納付書を持ってコンビニの店舗にお越しいただくと、ここにあるように 1 件当たりの手数料をお支払いした上で、納めていただけるようなことで取り組んでおります。

13 ページ、厚生年金保険料の口座振替についてですが、これも金融機関に私どもが一定の手数料をお支払いして、口座振替を行っています。

14 ページです。こうした金融機関に対する口座振替の手数料やコンビニエンスストアに対する手数料について、当初の見込みに比べて低い水準にとどまってしまうというところで問題が生じていると認識をしています。この原因については、保険料の納付率が低い水準にとどまってしまうことのほか、特に金融機関・コンビニエンスストアでの納付については、後納制度の利用実績が見込みを下回っていることによるものと考えております。

15 ページの後納制度の参考資料ですが、2,040 万円として予算を積算しており

ましたが、実際には 470 万月の利用であったということで、この差が不用額の 1 つの要因になっていると認識しております。

16 ページは「見直し案」です。このような問題点を踏まえ、国民年金保険料については、引き続き納めやすい環境づくりの整備を推進し、納付率の向上に取り組むとともに、事業の実施状況を的確に把握して、実績を踏まえた概算要求を行い、予算要求の適正化を図っていきたいと考えております。説明は以上です。

○行政改革推進室長

次に私から論点を御説明いたします。同じ資料の 17 ページです。「論点等説明シート」とありますが、その一番下に「論点」と書いてあります。この上の予算の執行率の所が顕著に表していますが、予算額に対して、一定の不用額が出ており、予算積算上の納付率に実際の納付率が追いついていない状況があります。それから、説明資料の 10 ページや 14 ページにありますが、国民年金においてはコンビニ等の納付件数は伸びていますが、納付率は低水準であることから、その現状分析を行うとともに、納付率を上げるための効果的な施策について、検討する必要があるのではないかとということです。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。時間は 40 分程度を想定しており時間が限られております。発言は簡潔をお願いいたします。また、見直し案も示されておりますので、それも念頭に置いて御議論をお願いいたします。

○井出委員

御説明、ありがとうございました。今、最後に御説明いただいた 16 ページの「見直し案」の「具体的見直し案」の 2 つ目の所を、もう少し御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○年金局

「具体的見直し案」について説明いたします。まず上のほうが、若年層を中心とした納付率の伸び悩みにどのように対応していくかということです。特に若年層の方々が年齢階級別に見ると納付率が低くなっており、どうしても高齢者のほうが年金となると関心が高い。若年者の方は、老後になるのはまだいつか先だろうというような意識が強いということで、若い方を中心に納付率が伸び悩んでいる実態があります。

一方、今回のレビューの対象になっているコンビニエンスストアでの納付ということを見ると、実は利用状況を見ると、若者の方々は口座振替とかよりも、コンビニエンスストア納付を積極的に利用されているという実態がうかがえましたので、そのような点で、ここに幾つかの取組例を、今のようなお話を念頭に書いております。

取組例の 1 番目ですが、口座振替の利用促進ということで、例えばどのようなことができるかを考えた場合に、口座振替を積極的に利用するよう金融機関の窓口にお越しのお客様にお声掛けいただくといった場合に、手数料を私どもから幾

らかお支払いするというようなことで、口座振替を勧めれば、口座振替ですと安定的に保険料未納が発生しないので、納付率の向上につながるのではないかとというのが1点です。

2番目は、先ほども申し上げた若年層の掘り起こしのためですが、コンビニエンスストアの窓口において、納付啓発のポスターを今月下旬から掲示していただくことを考えております。これはコンビニエンスストア協会の皆様の御協力を得て、私どもは基本的にはポスターの印刷代は使用しておりますが、その他の手数料などは、一切お支払いしておりません。自主的にコンビニエンスストアの皆様のほうで、このような国策に協力しようということで、御協力いただけるものです。

3番目は、インターネットの活用です。保険料の納付が更に容易になる取組としてどのようなものがあるかということで、1つ目の金融機関でのモデル事業を考えたときに、いろいろ金融機関の皆様にほかにどのようなことが考えられるでしょうかと御意見をお聞きしたところ、現在ではネット販売で買った物の代金を支払う方法なども多様化しており、そのような多様な支払い手段を国民年金の分野でも生かせる部分もまだあるのではないかとというようなアドバイスを頂き、そのようなものについて検討していきたいと考えております。

2つ目の案の、予算要求の適正化ですが、後納制度の利用実績を少し高めに見積っていたということで、これについては、直近の実績を踏まえて見直ししていくことで考えております。以上です。

○井出委員

ありがとうございました。

○行政改革推進室長

ほかにありますでしょうか。

○水上委員

まず、事実関係を確認したいのですが、コンビニ等の利用件数が書かれていますが、これは納付月数ベースですか。具体的に言うと、1か月分を入れましたというのと、半年分を入れましたというのは、両方1件なのか、それとも半年分を入れると6か月分とカウントされる数字になるのか、その数字の取り方を教えてください。

○年金局

件数です。したがって、まとめて払えば、それも1件になります。

○水上委員

月数ベースで言うと、どのぐらいなのか。

○年金局

統計はありませんが、国民年金の場合、前納という制度がありまして、6 か月、12 か月、最近新しく 24 か月の単位を作ったのですが、そのような単位で納める以外は、基本的には毎月納付になるので、その意味では 1 か月ごとということのほうで、大体は多いのではないかなと思います。

○水上委員

では、大体、その納付件数と納付月数はそんなに変わらない数字だと理解していいですか。

○年金局

大ざっぱな言い方としては、そうなると思いますが、厳密に言うと、ちょっと違ってくると思います。

○水上委員

本当は厳密に教えてほしかったのですが、分からないのであれば、取りあえず大ざっぱに言うしかないので、そういう理解をします。

コンビニが増えたりクレジットカードが増えていること自体は分かるのですが、トータルの納付月数はその結果としてどんどん増えているのですか。

○年金局

納付月数自体は減少傾向にあつて、それは冒頭にも御説明いたしましたが、国民年金の加入者自体が減っている傾向にあるので、納付月数で見るとどうしても減っていくということです。

○水上委員

では、加入者の減少の補正をとった 1 人当たり月数で言うと、増えているのですか。

○年金局

すみません、1 人当たり月数という指標はないのですが、納付率で正に示しているように、最近 2 年は別ですが、それは年々低下しておりますので、全体としては下がってきています。

○水上委員

納付率は直近、上がったという説明がありましたが、これはこのような努力をしたから上がったということなのですか。

○年金局

納付率には様々な要因がどうもあるようで、一概にどの要因がどれぐらい寄与

してこのようになっていくというのは、実は私どももまだ分析できておりません。そこは大変申し訳ありませんが、加入されている方の所得状況がどうなっているのか、これは経済の影響などがあると思います。あるいは、就業状況と我々は言っておりますが、就業状況別に見ると、自営業者の方々は納付率が高いですが、厚生年金に入ることができない短時間の労働者、非正規労働者と言われるような方で国民年金に入っている方は納付率が低いと、どうもそういう方が増える傾向にこのところあるというようなことは、一応、分析できているのですが、それぞれがどのように納付率に具体的に影響を及ぼしているかというところまでは、詳しくは分析できておりません。

○水上委員

つまり、口座振替とか、クレジットカードとか、コンビニ納付を導入した結果、もともと金融機関で普通に入れてくれていた人が、もっと便利だからコンビニに入れるようになったということになったとしても、別にそれは納付の向上にはつながっていないですよ。もちろん、コンビニ決済になったことによって、これまで入れていなかったのだけれども、入れるようになった人がいれば、これによって納付の向上につながったということになりますが、実際には、いただいた資料の9ページのこの絵を見ると、納付月数は見る見る下がっているじゃないですか。毎年ずっと右肩下がりに下がり続けていますよね。この施策をとっている間も右肩下がりでどんどん下がり続けていて、これはどちらかと言うと、多分、加入者数が減ったというだけでは説明できないほど減っていると思うのです。さらに、納付率が上がっていると言っていますが、結局、分母が減っているからで、つまり免除とかを増やしているから納付率が上がったという話であって、納付月数自体はずっと右肩下がりで下がっていますよね。どんどん払う人が減っているということになっており、だとすると、この施策と納付月数の間に少なくとも正の相関はないのではないですか。

○年金局

御指摘のとおりだと思います。正の相関自体はないということです。

○水上委員

正の相関がないのだとすると、これまでどおり金融機関で入れてもらえばいいのであって、何でわざわざ別に手数料を国が負担してやらねばならないのですか。

○年金局

結局、納めやすい環境整備であろうかと思いますが、つまり、被保険者の利便性の向上、国民の利便性の向上ということを掲げての施策ということで考えております。

○水上委員

ここからは意見です。利便性が上がること自体はいいのですが、実は、これは2つ話があって、利便性が上がるかどうかという話と、その手数料を国が負担するかどうかという話は別の話ですよね。だから、コンビニでも入れられるけれども手数料は自分で払ってください、というのはあり得るわけですよね。51円余計に払ってくださいということは、有りだと思ふのです。だとすると、利便性を向上してもいいのですが、正の相関がないのであれば、国が費用を負担するのはやはりおかしいので。コンビニの納付を入れることによって納付件数が増えますと、だからお金をかけてでもコンビニ納付の手数を国が支払う意味があるという御説明があれば、1件51円で大した金額ではないので、いいかなと思ったのですが、正の相関がないということなので、ないのだとするとやはり意味がないのです。トータルではそこそこのお金がかかっているから、やってもいいけれども、納付者負担にするべきなのではないかというのが、私の意見です。

○佐藤委員

今のかぶせる形になりますが、2つの問題は違うと思ふのです。1つは利便性を向上させるという問題と、この政策の最終的な目標であるはずの納付率の向上という話は、実はつながっていないで、水上さんがおっしゃっていましたが、既に納めている方々の利便性を高めることは、これはこれでサービスの一環としてあってもいいのですが、利便性が高まったのだから、それに対する対価を払うというのは、何かあれば我々だって普通に手数料を払うので、それはあつてしかるべきだと思ふのです。納付率の向上につながっているのかというのは、データとしても全く裏付けがない気がします。もしあつたら教えていただきたいのです。つまり、コンビニによる納付とかを行うことによって、これまで納めなかった人が一体どれぐらい納めるようになったのか。単に銀行で納めていた人がコンビニに行ったのではなくて、ネットでどのぐらい増えたのかという、多分、その情報は出ていないし、あつたら示していただきたいのですが。

それにかぶせて、ちょっと重箱の隅を突くみたいで申し訳ないのですが、14ページの予算と執行に乖離が生じた主な要因の所で、執行率が少なくなった原因として、①で「保険料の納付率が伸び悩んでいること」と書いていますけれども、これは本末転倒で、保険料の納付率を上げることが最終的な目的であれば、執行との乖離を説明する原因にはならないはず。納付率が低いのは結果のほうであつて、原因ではないから。ここから見てもちょっと何か。この事業と納付率というのは、恐らく主力命題、最高目的だと思いますが、この事業と納付率の間に直接の関係がないと言わざるを得ないと思ふのですが、その辺りはいかがですか。

○年金局

納付率の向上対策については、最初の説明でも申し上げましたが、今、議題となっているのは、環境整備にとどまらない様々な納付督促、文書や手紙、個別訪問というような様々な取組全体を通じて、保険料の納付率の引き上げを図ってい

るということ。納付環境の整備の所だけを捉えて、納付率が上がっているか下がっているかということ定量的にお示しはできないという意味で、先ほど私は正の相関がないと申し上げましたが、仮に、正の相関を私どもが立証できないからといって、では、コンビニエンスストアで納められなくしてしまっているのか、皆さん金融機関に行ってくださいという形でいいのかどうかといったところは、他の公共料金等における取扱などを私どもも参考にしておりますが、そういった所とも見比べながら、どのようにしているのかということをもう少し研究する必要があると、今、御指摘を頂きながら考えておりました。

○佐藤委員

では、2点ほど。1つ目は、様々な政策があって、その政策の合せ技でこのような納付率の向上につながる。これはいいと思います。ただ、納付率の向上に対して、一番良い手段は何か。どれが一番効果的なのか、予算は限られているのですから、それは考えなければいけないことです。恐らく、正の相関関係がないからいろいろなものと合わせればなんとかなっているのではないと言われても、それは困る話です。多分、この後出てくる強制徴収も含めて、ほかの施策に比べて、これはどういう立ち位置なのかを考えなければいけないと思うのです。効果がないのでしたら、同じお金を使うのであれば、より効果のある事業のほうにお金はシフトさせなければいけないということ。

2つ目は、効果が検証できないからやめる必要はないと言われてしまうと、政策は何事もやったもの勝ちになってしまいます。やはり効果は検証しなければいなくて、分からないからやめるわけにはいかないということではなくて、続けたければ効果を見せていただくというのは、せっかく行政事業レビューをやっているのですから、それが趣旨だと思います。

○永久委員

使う側の利便性を高めていくという意味においては、やはり意義があるのだろうと。納付方法が移動したという理解はできるので、その意味においては、納付者の利便性というか、便利な状況が作られたのだろうと思います。ただ、手数料を国で払っているという状況があるので、それが全部合わせると26億円ぐらいかかっているわけで、先ほど水上さんから意見としてありましたが、コンビニにおいては、手数料を納付者に負担してもらう状況は今まではなかったということですか。

○年金局

はい。今までは予算で措置をする形で、保険料に上乗せして手数料を取るということはしておりません。

○永久委員

ということは、51円を負担してもらうことによって、ここはあるいは減ると

というようなことは実験していないということですよ。

○年金局

実験しておりません。

○永久委員

減る分が 26 億円より少なかったら全然いいということですよ。

○年金局

効果という意味では、そうかもしれませんが、ただ、26 億円が下がることよりも、納付率が下がってしまうことのほうが私どもにとっては、つらいかなと思います。

○永久委員

先ほど話があったように、納付率は分母が減っているので、率だけ上げようと思っても仕方のない話であって、要は、金額の問題ですよ。幾ら使って幾ら入るかの話であり、26 億円使って入る額と、26 億円使わないでゼロにして、全体としては 26 億円プラス幾つか増えなければいけないのですが、26 億円使わなかったら、多少減ったとしても、入ってくる分が余計だったらいいわけですよ。

○年金局

確かに経営的な観点から見ると、御指摘のとおりだと思いますが、国民個人個人の立場に立って捉えると、我々として 26 億円よりかからなくて得だったからというのでやめられるものではなくて、コンビニに納められなくなってしまったことによって納めるのをやめてしまった方が、例えばその後、障害事故に遭って、無年金障害者になってしまったとか、そのような結果になることは、私どもとしては慎重にならざるを得ないので、納付率や納付月数を高めるような努力は、あらゆる手段を通じて講じなければいけない。もちろんコストを無視していいというものではないのですが、納付率を上げるための対策はやはり必要だと思います。

○永久委員

これは意見ですが、国の財政が厳しい状況の中で、お金をものすごく使って、入ってくるお金が少ないという状況は、やはり回避すべき状況ではないのかなと思います。

○水上委員

例えば、26 億円を強制徴収のほうに回したら、そのほうが率が上がることは考えられませんか。

○年金局 A

徴収コスト全体で見ると、国民年金保険料の収納全体で見たところ、保険料の徴収 1 兆 5,807 億円に対して、かけている予算は 460 億円ということで、100 円当たり 2.9 円で済んでいます。ところが、強制徴収というのは、62 億円徴収するのに 56 億円かかっているということで、100 円徴収するのに 90 円かかっている。これは非常に粗い試算ですが、資料でお届けをしていたかと思えます。

こういったことまで考えると、強制徴収というのは一罰百戒的な、こういうことはあるぞということによる波及効果があるということで、これだけの数字で議論できるものではないと思っていますが、効率としては、かなり効率の悪い事業だと思っております。

○水上委員

今、正におっしゃっていただいたのですが、強制徴収は、払っていない人全員を強制徴収すると、多分、すごくコストパフォーマンスが低いのです。重要なことは、払っていない人の中にもいろいろな事情があるので、ありとあらゆる人を強制徴収するべきだとは全然思っていないのですが、中でも悪質な人についてはきちんとした対応、断固たる対応をとりますよということをしかりと示すということによる意義は、特に波及効果も含めて、あるのではないかと思います。

一方で、正直、コンビニ決済などを拡充して、そのコストを国が持つということについては、全く正の相関が説明できないという状態だったとしたら、同じようにお金を使うのであれば、少なくとも強制徴収のほうは成果自体は上がることは確定されているわけです。効率は悪いけれども成果は上がることは確定されていて、波及効果もあることが確定されていて、誰に対してするかというのは大変難しいけれども、特に悪質な人についてやるということであれば、社会正義の観点からも問題ないということだとすれば、お金の使い方としてはそちらに使ったほうが、はるかに説明がつくお金の使い方なのではないですか。少なくとも、そうしないでこれをやりますという以上は、正の相関があることを説明できないとまずいのではないですか。

○年金局 A

正の相関については、今後の非常に重要な研究課題ではないかという認識を、本日の議論をもって改めて深めましたが、強制徴収自体は、やはり、それを執行するに当たっての体制の限界などもあり、それで納付率を上げるというのは、基本的にはかなり難しい部分があるということで、自主的に納めていただけるような取組、今回はコンビニなどの納付環境の整備ですが、それにとどまらず、例えば周知広報により、国民年金をもっと納めたほうが得ですよというようなことも PR することを強化するなどという対策全般にわたってやっていく必要があると思っております。

○水上委員

1 点だけ。私自身は、その考え方の根本的なコンセプトには賛成なのです。つ

まり、強制徴収に全部頼ってしまったら社会正義にも反すると思います。ですので、基本的には納めたくるようにしなければ駄目だと思うことは全然賛成なのですが、まず問題は、それができているのかどうかという問題。それが十分にできていないから、代わりにコンビニ決済をしましたというのは、単なるお茶を濁しているだけであって、それができていないのであれば、きちんと合理的に支払ってもらえるような魅力的な制度であることをしっかり国民に理解してもらうことに努力をしなければいけない。それが不十分なのでコンビニ決済をするというのは、恐らく代替手段になっていないと思うのです。

ちなみに1点だけ、これはせっかく行政事業レビューで公開されるのでお聞きするのですが、では、25歳の若者が国民年金を払い続けるのと、そのお金を自分で貯金し続けるのでは、一般に、どれぐらい国民年金を払ったほうが得なのか。

○年金局 A

とっさのお尋ねで数字はございません。損得は人によって違うということで、何年後を生きるか、あるいは、途中で障害者になったりすることはないのかどうかというようなことによると思います。

○水上委員

ここは意見というか提言なのですが、はっきり言って、そこをはっきり説明される制度にしないと。そういう説明をして、一般的に、例えば突然、障害者になることはなくて、その後40年加入し続けて、加入して給付をもらい続けてからは15年生きた場合だったらこれだけ得ですよ、というシミュレーションがしっかり示されて、「ああ、確かに得だね」ということになるのであれば、それは一定の合理性があると思います。

今の国民の皆さんが、本当は国民年金を払うことはすごく合理的なのだけれどもお金がないから払っていないのか、国民年金を払うことは合理的ではないと思っているのか、それは結構重要な問題ですよ。ですので、まずは、しっかり国民年金を払うことは合理的なのだということが国民に理解されているという状況を作らないと、小手先でコンビニ決済にしましたというのは、所詮は小手先のこと、それでは解決しないのではないのでしょうか。

○栗原委員

予算に達していないということについては、やはり納付率が低いということが1つの問題だということまでは分かります。では、納付率をどう上げるかというところで、今の議論をお聞きしていて、やはり、皆さんが払うという意識を向上させるということと、それ以外に、そもそも納めやすい環境をもっと作ることで、足を運んでくれる人ができるのであれば、それはやはり、そういうことの努力をして、納付率を上げるということをするべきだと思うのです。そういう自発的な納付と、あと、強制的な徴収というところについてこの場で議論すべき

なのかどうかは私にはちょっと分かりませんが、少なくとも自発的な納付をどう進めるか。やはり 60%という数字は、納めている人にとっても、もっと上げないと、この制度の信頼性は高まらないと思いますので、上げる努力をすべきなのではないかと思います。

そのときに、選択肢があるというのは、納める側にとっては非常に利便性が高まりますので、口座振替だけではなくて、今やほかのものでもそうですが、コンビニ等で支払えるのは当たり前前の選択肢としてあると思いますから、この選択肢をなくすということにはならないのではないかと思います。

ただ、今のお話で、ではコンビニのところを強化すべきなのか、口座振替なのか、実は納める人は変わらなくて、どちらの方法を選択するかだけの問題で、パイは大きくならないということなのであれば、それは、コンビニエンスストアの手数料と、口座振替の手数料が違っているということが、もしかしたら問題なのではないかという気もしますので、そこについての手数料の見直しというのがあるのかどうか。それでコンビニさんが受けてくれるのかどうかというところは検討するポイントではあるのではないかと思います。

パイが広がらないというところで、ほかの、コンビニの強化以外にも選択肢はあると思ってしまして、ここで書いてくれましたように、特に若年層で支払が少ないということであれば、やはり彼らがどういう行動で払うのかというところに即した選択肢を設けていくべきだろうと。それによってパイを拡大させることを期待すべきだろうと思います。インターネットや携帯端末からの支払、あるいは最近ですと、それ以外にも電子マネーといった方法がありまして、それらについても、必ずしも固定費が多くかからずに、端末等の導入費用もかからずに支払えるような環境が出来始めていますので、そういったものを使って、やはり若年層がもっと、紙をいちいち持って行かなくても払えるという環境を作ることによってパイを広げるといふ拡大をしたら、この制度がもう少し良くなるのではないかと思います。

○横田委員

パイが広がらないとどうにも、というところだとは思いますが、先ほどから口座振替にシフトをさせるような施策も取っていくと伺っているのですが、要は法人のほうは口座振替にすることできちんと継続的なものになっていると。恐らく個人のほうも、毎回、毎回持って行くとか、毎回、毎回その作業をするというよりも、継続的なものに。

何が言いたかったかといえば、口座振替に一旦シフトした人は、全部ではないでしょうが、継続して払ってもらえる可能性があるのであれば、今もインセンティブはあると思いますが、例えば先ほどおっしゃっていたように、コンビニのものは自分で払ってもらい、口座振替にした人にはもっとインセンティブを、一過性でもいいけれどもあげるとか、そういった弾力性のある施策は取り得る可能性はありますか。若しくは検討されたことはありますか。

○年金局 A

いずれも御指摘のとおりだと承っております。特に口座振替を促進するようなインセンティブというのは、実はいろいろ検討はしてきていますが、なかなか実現に至っていないのが現状です。件数自体は減っていますが、口座振替の率自体は、直近もまだ若干上がっているようなところがありますので、口座振替の獲得ということは、現場では1つの強力に進めるべき施策ということで、今回、予算措置の中でも市町村で口座振替を推奨してください、金融機関で推奨してください、そういった部分についての予算措置は講じております。

○横田委員

まず、毎月引落しのような方々の割合がどれぐらいなのか。それは、ほかの公共料金と比べて高いのか、低いのかみたいなのところは調べになったことがあるのか。あとは、金融機関さんへのインセンティブなのか、願いはあれど、個人に対してそれがインセンティブになるというところまでお考えなのかを教えてください。

○年金局 A

今のような形で毎月納付されている方と、口座振替というものを率的に測ったことはなくて、今とっさには計算できないのですが、個人へのインセンティブという意味で申しますと、1つ御紹介できるのは、前納の一種なのですが、口座振替を活用して、前納をしていただく。1月前納をしていただくと、若干だけですが保険料が安くなるということで、御本人へのインセンティブとしては一応そういうものがあるということです。

○佐藤委員

くどいようですが、利便性を向上させるというのはいろいろあっていいと思うのですが、その利便性の向上と、収納率の向上は、多分、直接はリンクはしていない。今まで払っている方々にこれからも払い続けてもらうためにはどうしたらいいか、これを考えることはあっていいと思うのですが、これが収納率の上昇に本当に寄与しているかどうかは、きちんと検証しないと何とも言えないのではないかとということ。

アイデアベースではいろいろなことがあっていいと思うのです。口座引落としにいろいろな割引を付けるなど。ただ、アイデアなので、実際にやってみたときに本当に効果があったかどうか、あとできちんと検証できるように初めからしておかないと、今回のこれもそうですが、やってみただけでもよく分からない、でも、やめたらどうなるかも分からない、だからやり続けるというのではちょっと話にならないと思うのです。やはり、言うは易しで、確かにいろいろな試行実験をしなければいけないのだと思うのです。でもやるからには、きちんと結果を検証して、駄目ならやめる。3年間の暫定的な事業にしていって、一期間、一定地域に限ってやってみて、それで効果があったら全国的に普及して恒久化させま

しょうでもいいと思うのです。ですから、その辺りが、きちんとした PDCA サイクルを作っておかないと、単にいろいろな事業をやってみて、総花的になってどれも効果ありませんではちょっとどうかなということ。

それから、収納率の向上は誰のためですかというときに、何か先ほどからお話を伺っていると、払っている人のためというのはえらく温情主義的であって、払っている人は自分のために払うので、それは払わなかったときの結果は自己責任のはずなのです。ですが、今まで払っている人がバカを見る制度がいけないのです。ですから、強制徴収にお金を幾らかけてもある程度はいいのだと、100 円集めるのに 100 円以上かけても仕方がないのだという割切りが効くのは、やはり払っている人がバカを見ないような制度を作るためだと思うのです。ですから、収納率の向上は一言で言えば、今払っている人たち、我々サラリーマンも含めて、今払っている人たちのためにある制度だと考えるべきだとは思っています。だとすれば、やはりやるべき政策は少し違うのではないかという気がします。

○年金局 A

何点かいろいろと御指摘をいただきました。先ほどの横田さんの御質問に対する直接の答えになっているかどうか分かりませんが、平成 25 年度の国民年金保険料の納付別割合という数字が一応ありまして、口座振替で納付されている方が 40%、銀行やゆうちょで窓口で納付されている方が 26.5%、納付受託機関、専らコンビニエンスストアですが、これで納付されている方が 31%、その他クレジット納付は 1.6%と非常に小さい割合ですが、そのようなデータになっていまして、数値としては、口座振替で納められている割合が一番高くなっているというデータになっています。

保険料の納付率を上げるのは誰のためかというのはなかなか難しい問題で、佐藤先生の御指摘のようなどころもあろうかと思いますが、1 つはやはり、自己責任という部分も確かにあって、老後、年金をもらえないのは納めていない方御自身ですが、その方が、もし生活保護に陥った場合には、それは国民全体で負担をさせられるという部分があります。やはり自己責任というだけではなかなか片付けにくい部分があります。

一方で、今、佐藤先生が言われた、納付している方との公平性という観点は非常に重要な論点で、私どもも、温情主義だけでやっているのではなくて、やはりその辺りは公平性という観点も持って取り組ませていただいているところです。

○行政改革推進室長

すみません。議論の途中ですが、コメントシートの記入を進めていただくようお願いをいたします。記入が終わりましたら、担当者が回収に伺いますのでよろしく願いいたします。

○永久委員

納付している人との公平性ということで言うと、先ほど少し佐藤さんの話の中

でてきた割引などというのは、どう考えたらいいのか。納付すべき人で納付してこなかった方が、納付するときに割引されるという話ですよ。違うのですか。それはどういう割引なのですか。

○年金局 A

保険料を前納された方への割引です。

○永久委員

保険料を前納というのは、それは前納というのはどういう意味ですか。

○年金局 A

「前」の前納です。

○永久委員

前払いのことですか。分かりました。では、例えば今まで払ってこなかった人に対して何か割引のインセンティブを出すという話ではないのですね。

○年金局 A

はい。

○永久委員

了解です。

○水上委員

今の点に絡んでなのですが、私自身は口座振替に誘導すること自体は合理性のある政策だと思っているのです。例えば、前納してもらおうと割り引きますということにした結果、一番口座振替をやってほしい若者が増えるのか、それとも、別にこれまでも口座振替でやっていた人が喜ぶという話なのか、それはどちらなのですか。

○年金局 A

一概には言えないのですが、1つそういう議論をするときに問題になるのは、国民年金というのは、世帯として保険料納付義務を負わせているので、例えば学生さんが保険料を納めているといっても、それは本当に学生さんが自分のバイト料で納めているのか、そうではなくてお父さんが代わりに納めていて、口座振替もお父さんの口座になっているというのも、これは有りですので、そういうところが、実は測りにくくて難しい。今の点についても、そういうことで、にわかにはお答えしにくいと考えております。

○水上委員

例えば、25～35 歳というセグメントを切ったときに増えているかどうかは分からないですか。

○年金局 A

何が増えているかでしょうか。

○水上委員

口座振替が、割引制度を導入したことによって、25～35 歳のセグメントの人が、より口座振替を選択するようになったと。どれぐらい増えていると。つまり、この政策は若年層が口座振替を選択するということに対して効いているということが何か言えていれば、ああ、それは確かに若者を口座振替にしてくれたほうが、コンビニで払うより安定的に収納できますねという説明は付くと思うのです。そこは何かありますか。

○年金局 A

すみません、口座振替を導入したのは随分前の制度なので、今すぐパッとデータが出てこなくて、今の御質問に直接お答えできません。

○水上委員

ちなみにこれは、できるか、できないかという話なのですが、25～35 歳の人については口座振替にしてくれると割引にしますというようなことはできるのですか。

○年金局 A

基本的には難しいと思います。国民年金は現在は年齢一律の保険料ですので、年齢によって保険料の差が付くというようなことはしておりません。

○水上委員

そう考えると、結局、高齢者ほど口座振替を選択する傾向が基本的にはあると思うのです。そうすると、せっかく口座振替の割引をしても、一番口座振替にしてほしい人はしてくれなくて、もともと口座振替にしてくれる人は喜んだということだと、もともと口座振替にしてくれる人が喜んでいて、それは結局のところやはり収納にはつながっていないですね。

そこは結構難しく、私は口座振替を推進すること自体は賛成なのだけれども、今の政策が若年層の口座振替増強につながるのかどうかは、かなり疑問があるのです。ですので、むしろコンビニなどで払うときお金を取りますよと言ったほうが口座振替を選択する人は増えると思います。つまり、ほかの選択肢がどんどんなくなって行って、口座振替が相対的に便利になる。コンビニ決済などがあればあるほど、口座振替を選択しなくてもいいじゃないですか。コンビニで払えばいいわけですね。どちらにせよ手数料を国が払ってくれるのでしょうか。だとした

ら、むしろ口座振替を推進されないのではないかと思います。そう考えると、本当に口座振替に集約していきたいと思うのだったら、今のやり方は逆に改めてしまったほうが、そちらに近付くのではないかというのが私の意見です。

○佐藤委員

やはり戦略的に考えれば、ターゲットがあって、それが仮に 25～35 歳ぐらいの方として、ではこのターゲットに絞った人たちにとって、今まで納めてくれなかった人が一番納めやすくなる環境は一体何なのだろうということを考えないと、とりあえずコンビニ納付あり、あるいは口座振替ありという、何か手段ありきでターゲットがはっきりしていないのだと思うのです。

あとは、くどいようですが、やるのはいいのですが、やはり検証しないと、結果的にどうだったのかというのは想像の域を出ていない議論をしているような気がします。

先ほどの話ですが、納付率の話は、私はやはりそれは国民一般のためではないのかという話をしましたが、仮に、今払っていない人が 65 歳になって生活保護になったとしたら、そのとき彼の生活費を負担するのはそのときの納税者なのです。ですから、要するに納付率の向上というのは、今、保険料を真面目に払っている人と、さもなければ将来税金を高く納めなければならない人であって、本人のためというよりは、本人も含めてかもしれませんが、やはり社会全体のためだと思うのです。それは現在であれ、将来であれ、正直に税金を納めている人、正直に保険料を納めている人たちのためだと。そういうふうにして理解しないと、やはりスタンスとして少し甘いのではないかというのは聞いていての印象です。

○栗原委員

今の議論が、非常に若年層の人がなかなか払ってもらえないと。そういう人をどう誘導するかというところの議論もあったのですが、頂いた資料を見てみると、必ずしも納付率の低さは、もちろん若年層ほど低いですが、30 代や 40 代でも未納付率はそれなりにありまして、ここについても、そこをどう上げるかというのも本来は議論すべきなのではないかと思います。

そうやって見てみると、頂いた資料では、実はそういう未納付の人たちが、例えば生命保険や個人年金には同じぐらいの掛け金のものに入っているという実態調査もありますので、やはり、これを納めなくてはいけないのだという意識向上は大変必要だと思いますし、どういう人に訴求していくかといったときに、こういった支払をしている人というの、納めてもらう 1 つのターゲットになるのではないかと思います。若者にどう払ってもらおうかという選択肢もありますが、そうではない人たちでも実は払える人たちがいて、その人たちがずっと未納付になっているというところについて、接触機会が良さそうだといいところを捕らまえて、促進していくということをされたいかがだろうかと。これは意見として思います。

○井出委員

私も意見なのですが、先ほど説明していただいた 10 ページです。私は納めやすい環境作りというのは、やはり今後も突き詰めていかなければいけないのではないかと考えています。そこにも幾つか方法があって、この方法にも良さがあったり、あるいは問題点というか、よりどうしたらいいかというところもあったりして、先ほど栗原先生からもありましたが、まだ何かある。知恵というのは、今回の見直しのところに、インターネットを活用して云々ということもありますが、もっともっとあるような気がして、そこのところは、もしかするとこれまでは省内というか、部局の中で知恵を絞っていて、これかな、あれかなと思っていたのであれば、余り大げさにはしなくても、いわゆる収納に関わって、外部の方の収納のワーキングではないですが、何か知恵を一度投げてみて、こういう体制や状況だからどうだろうということも、何か1つの、それがうまくいくかどうかは別として、何か外の意見も取り入れてみるというか、聞いてみることも必要ではないかと思えます。意見です。

○永久委員

見直し案の中に、コンビニにポスターを貼ってもらうような話がありますが、これは国でポスターを作って、という話ですよ。政府は過去にこのようなポスターは幾つか作られていたような気もするのですが、年金もあつたような気がします。その効果はどのように測定されたのでしょうか。

○年金局 A

かつて社会保険庁時代には、ポスターのようなものを印刷して、全国各地に配って貼っていただくというような取組をしていたこともありますが、国民年金の収納ポスターに関しては、その頃を契機に現在では同様の事業を行っていません。それは何でやめたかという、費用対効果が見えにくい部分があるということで、広報関係の予算がゼロになったということが実はありました。

○永久委員

つまり、過去に効果がないと認められたものを、また、何でやろうとするのでしょうか。

○年金局 A

効果がないと認められたわけではなくて、効果がはっきりしないという御指摘だったと思います。今回は、したがって、私どもは何億円や何兆円という価値がある事業だと思っていますが、それを数百万円程度の印刷代だけでやらせていただけるということで、大変有り難いと思っております。

○永久委員

かける費用が少なければ、余計、配布される枚数も減るわけですから。という

ことは、それを見る人も減るわけで、効果も更にならないような気もするわけですが、なぜやるのか、それは合理性があるようには思えないのですが。

○年金局 A

全国のコンビニエンスストアが一斉に御協力くださいますので、何万店舗という規模で行われるものでございます。

○永久委員

それは、国費をかけずにできるということですか。

○年金局 A

最初に申しましたが、ポスターの印刷代だけは私どもで持っておりますが、コンビニエンスストアには、一切、手数料等はお支払いしておりません。

○永久委員

印刷代というのは、何枚刷るのですか。そうしたら、何万と刷るわけですね。

○年金局 A

5万7000部刷るそうです。

○永久委員

5万7000部で全国のコンビニをカバーする。コンビニの数はよく分からないのですが、その分だと理解してよろしいのですか。

○年金局 A

5万店舗あるそうです。一部は年金事務所や、この庁内にも貼ってあったりもしますが、そういう公共の場所にも若干貼りますが、5万店舗で1枚ずつ貼っていただくということです。

○永久委員

5万だとどのぐらいになるのですか。

○年金局 A

200万円ぐらいの予算です。

○横田委員

せっかく時間がありそうなので伺います。先ほどの口座振替にしたら若干ですがインセンティブがありますと言った若干のインセンティブはどれぐらいなのでしょう。

○年金局 A

平成 25 年度価格で申しますと、口座振替をされている方で、1 か月前納が 50 円割引、6 か月前納ですと、1,030 円割引、1 年前納では 3,780 円の割引、2 年前納では 1 万 4,000 円ぐらいの割引というような額になっております。

○栗原委員

先ほど、機関によって手数料の水準が違うというのがありましたが、これは、この年金制度だけなのでしょう。それとも、いろいろと交渉の過程で、恐らくコンビニさんはこれだけではなくて、いろいろな公共料金を扱ったりしていますので、そういうところから一律この水準で。口座振替とは基本的にかかるコストも違うので、手数料水準も違うということが、一般的にこういう水準感になっているのかどうかはいかがなのでしょう。

○年金局 A

お支払いする手数料については、私どもは毎年の契約の中で、一番安くしてくださいということで交渉に臨む結果として、今、こういう金額になっていまして、コンビニエンスストアですと、一部、最近参入された「しんきん情報サービス」というところを除いてはこの 51 円です。「しんきん情報サービス」さんだけはちょっと安く、40 円ということで、これは交渉でたまたまそうなっているということです。

ほかの公共料金は幾らで契約しているのですかなどということは、契約の交渉の過程で聞いても、なかなか教えていただけていないのですが、大体、電気、ガス、水道ですと 50~60 円ぐらいですよ、ということで、大体同じ相場の中に。割と低めですよとお聞きしております。

○永久委員

ポスターにこだわってしまうのですが、それは 1 回こっきりですよ。それがいつまで、どのぐらいの期間貼ってもらえるのかちょっと分からないのですが、やはり継続的にそういうものが認知されないと意味がないというか、効果がない。仮に効果があったとしても、効果が長続きしないわけで、きっと 200 万で済むわけではないですよ。1 回こっきりにするのでしたら、それで 200 万で終わりますけれども、それで効果はどのくらい出るかといったら、多分、ポッと、ちょっと増えるぐらい。いや、分かりませんよ、日本代表の本田みたいなのがポンと出てきて「払わなきゃ駄目だ」みたいなのをやったら、ものすごく増えるかもしれないけれども、でも、継続的にやらないと一過性なものですよね。ですから、余り継続的な効果というのは狙いにくいやり方ではないかと。これは感想です。

○年金局 A

いろいろ教えていただきましてありがとうございます。私どもも実はそういう部分はあると思っていまして、いろいろバックアップで、実はこのポスターに合

わせて学習院大学でキャンペーンイベントをやったりしたことや、あるいは、これからインターネットのホームページで、今の取組状況などについて若い方向けの言葉でホームページを構築して、それで誘導するなどを考えておりますが、基本的には今回は 1 回だけ任意の御協力なので、そういう意味では 1 回こっきり 200 万円で終わってしまいます。

○佐藤委員

啓発事業というのは本当は、知らないことを「あ、こういう制度があったんだ」「こういうことがあったんだ」ということを気付いてもらうためにやるのが啓発なのです。ただ、国民の中に国民年金制度を知らない人は、多分ほとんどいなくて、例えば、一応、宿題としてせっかく頂いていたので、6 ページに、1 号滞納者の国民年金保険料を納付しない理由があります。アンケートなので本音ベースで出ているか分からないのですが、しかし、やはり「保険料が高い」「経済的に苦しい」あるいは「これからはもらえるかどうか分からない」「信用できない」が理由なのです。「知らなかった」ではない。

別件なのですが、私も地震保険料などの仕事に関わったことがあるのですが、これは本当に制度を知らないのです。ですから、皆に知ってもらうためにいろいろな普及啓発事業をやるのです。ですが、知っている制度について啓発して、でも実際に払わない要因が全く違うところにあるとすると、これはどの程度の効果があるのだろうか。コストもかなり抑えられているので、やらないよりはましと言えそうかもしれませんが。ですが、どの程度の効果なのかは疑問と言えば疑問です。

○年金局 A

学習院大学で、先ほどのポスターのイベントをしたときにも、半々ぐらいの学生さんがコンビニで国民年金の保険料を納められるのは知らなかったということで、確かに国民年金を知っているか、知らないかということで言えば、制度があることはそれなりに知られていると思いますが、例えば、それは老後のための制度だと思っていたので、障害年金や遺族年金があるということを知らなかったなどという形で、最初の話に戻りますが、納付のメリットが十分に知られているかという、知られていないというふうに理解しています。

○行政改革推進室長

時間がまいりましたので、恐縮ですが取りまとめをお願いしたいと思います。取りまとめ役から、評価結果案及び取りまとめコメント案の発表をお願いいたします。

○井出委員

それでは、取りまとめのコメントに移らせていただきます。まずは集計結果を発表いたします。「廃止」が 3 名、「事業全体の抜本的な改善」が 1 名、「事業

内容の一部改善」が2名となりました。各委員からは、「より効果的な事業への移行が必要である」、「対策の効果の分析が不十分である」、「手数料は納付者の負担にすべきである」、「国民年金を支払うことが合理的であることの説明が不十分である」、「納付方法の選択肢の拡大は必要である」などのコメントがありました。

それでは、私から評価結果案及び取りまとめのコメント案を提示させていただきます。ただいまの集計結果から、当該事業の評価結果としては、「事業全体の抜本的な改善」が妥当であると考えられます。取りまとめコメント案としては、「廃止すべきとの御意見があったことも踏まえて、各種対策の効果を十分に分析した上で、より効果的な事業への移行を図るとともに、手数料負担の在り方等を含め総合的な検討を行い、概算要求へ適切に反映することが必要である」とさせていただきます。

さて、今のこの取りまとめコメント案を発表させていただきましたが、各委員から御意見を頂きたいと思います。

○水上委員

まず質問なのですが、票の分布は廃止が3名で、抜本的な見直しが1名で、一部改善が2名だったのです。結論は廃止ではないのですか。

○井出委員

御説明いたします。今、水上委員から、廃止が3名で、抜本的改善1名、一部改善が2名ということでしたが、大変申し訳ありませんが、即座に廃止と、票の最も多いものをとるということではなくて、まず、様々、各委員から取りまとめの案、評価について御議論を頂いてから、また検討させていただきたいと思いません。

○水上委員

つまり、議論があったあとで、もう一度、結論については検討されるということですか。

○井出委員

私はそれでよろしいと思います。

○水上委員

では少し意見を申し上げたいと思います。恐らく、納付制度自体を多様化することそのものに反対ということでは必ずしもないかもしれませんが、少なくとも国がこれに対して手数料を負担することについては、現実問題として、成果が上がっていることが全く説明されなかったもので、そうである以上は、少なくとも成果が上がることが説明されるようになるまでの間は、やはり廃止するべきなのではないでしょうか。

つまり、これは行政事業レビューのルールとして、成果が上がっていることの挙証責任はやろうとする側にあるのであって、全く検証できないけれどももしかしたら成果が上がっている可能性があるので続けますというのは、理屈上できないはずなのです。一方的に廃止だと言ったわけではなくて、十分な議論の結果として、成果が上がっていることが説明されなかったの、そうである以上は、これは続けられないということなのではないでしょうか。

続けられない結果として、例えば口座振替1本に集約するような、全く別の組立てを考えるとというようなことはまたあるかもしれませんが、少なくとも今のような枠組みは一回、全部リセットして、全く新しく成果の上がる方法を考えるということなのではないでしょうか。一切、収納に向けた促進事務をするなどという話をしているわけではなくて、少なくとも今のやり方は成果が上がったことが確認できていないのだから、1回はリセットではないかというのは、議論の流れからいって、そうなっているのではないかと思います。

○佐藤委員

これは、このあともまだ2事業あるので、やはりこの辺りははっきりさせなければいけないと思うのですが、目的と手段があって、目的が駄目だと言っているわけではなくて、納付率の向上は大事な仕事だし、様々な啓発なり、様々な環境整備という事業は、多分、必要であろう。それは別に、目的としては是だと思のです。ただ、それに対する手段としてこの事業なのですかと言われたときに、恐らく、残念なことに、余りはっきりと効果が見えてこなかったということなのだと思います。

それを考えると、ではこの事業として、今言った目的を達成するということは、今後とも期待できるかどうかと言われたときには、多分、分からない。もちろん、いろいろと検証をやってみて、もしかしたら「ありました」というのであれば、新しい事業として始めればよいというだけなので、やはりリセットという考え方。

別に廃止だからといって、向上促進のための事業をするなど言っているわけではないし、環境整備が大事ではないと言っているわけではないのです。やはり、この事業は、飽くまでも「事業」ですから、ピンポイントで考えたときに、果たしてこの事業そのものが寄与しているかということには疑問符が残らざるを得ないという。そういう評価だと私は思いました。

○横田委員

廃止とは怖い言葉だなと思いましたが、私は抜本的な改善ということで出させていただいたのですが、やはり、やることはやらなくてはいけなくて、コンビニ納付についても、もちろん改善、検討のし直しの余地があると思うのですが、予算の振り直しと、それが新事業なのか否かというのは分からないのですが、現状の中でも十分、改善の、もう一度目標設定をして、例えばアウトカム目標についても口座振替が若者の中で増えたとか、そういったところに置き直しをして、それに対して弾力的に予算の付け直しをするなどということ、振り直しというこ

とで対応できるのではないかと思ったのです。

○永久委員

要は、コンビニで払えるようなことをやめろという話ではないと思うのです。ただ、それに 26 億円を使う合理性が見られないということで、26 億円を出しても、要は納付者が増えているわけではないわけで、だとすれば、何のためにこの 26 億円を使うのだという話なのだと思うのです。もう繰り返しになるので言いませんが、効果が証明できないわけです。効果が証明できないものに、なぜお金を使うのか。だとすれば、無駄なお金を使っている可能性があるわけであって、それを排除できないわけであって、とすれば、一旦、この事業はやめて、新しい枠組みで、納付者を増やす取組を考え直すべきだと思います。ですから、目的自体はいいのだと思うのです。今のやり方、今のこの事業としては合理性がないという判断で廃止すべきだという意見なのだろうと思います。私自身はそういう意見です。

○栗原委員

そもそも、この事業の事業費の 26 億円ですとか、この事業というのは、納付率を上げるための啓発事業をやるための予算ではなくて、こういった口座振替でもコンビニでも、支払の手続をした機関に対して、その手数料を払うというところの予算がこの予算だと思いますので、これを廃止したら、そもそも、口座振替も、あるいはコンビニも含めて、手数料を払わずに自己負担でやれということになってしまって、それはやはり利用者にとって、今よりも利便性は落ちることなので、合理的ではないと思います。

○水上委員

この事業を残すかどうかという話ではなくて、私自身の意見ですが、コンビニ等々はやはり廃止したほうがいいのではないかと思います。廃止というのは、コンビニ収納をやめるということではなくて、自己負担にしたほうがいいと思います。というのは、むしろ口座振替に誘導するのを阻害している可能性があるのです。基本的に口座振替に誘導するべきなのだと思うのです。ですので、費用としては 1 本で口座振替というところについては、一定のインセンティブを付ける可能性はあるのではないかと思います。クレジット決済やコンビニ決済については、やってもいいけれども手数料は自分で払ってくださいという仕組みに、抜本的に考え直すということなのではないかと思います。

現時点では、はっきり言ってコンビニ決済などのほうが、かかっているお金が多いので、それは抜本の見直しのレベルではなくて、一回廃止して全く新しく考え直すということで、もうリセットなのではないかという理解を、私自身はしています。今後は、ありとあらゆる収納の手続をやりませんという話にはならないと思いますが、今のやり方は、見直しというレベルを超えている抜本的な変革が必要なのだろうという理解をしています。

どれかに当てはめなければいけないという意味で言うと、それはやはり廃止であって、ただ、意図を理解してほしいのは、今後は収納しなくていいですよという話をしているわけではないので、そこは意図を理解していただければと思います。今のやり方については、見直しというレベルではなくて、完全に一回リセットするべきなのではないかというのが私の意見です。

○井出委員

私は、廃止云々というよりは、事業的には継続しながら改善をしたほうがいいと思っています。1 つは、実は執行率については私はかなり気になって、それは後納制度に若干、問題があるのだということでしたが、各委員から大きく出ているのは、結局、効果がどうなのだと、統計的にも含めて、分析はどうなのだとされたときに、なかなかまだ正確にお答えができないところは、大変申し訳ないのですが、反省をしていただかなければいけないと思っております。

ただ、もう 1 つ言えば、後納制度についても、やはり予算が、この 26 億円というかなり高額な予算については、御意見をとり入れた上で、場合によると、思い切った減額を考えていかなければいけないのではないかと思います。その上で、この事業をどう続けていくかということは考えていくべきなのだろうと思っております。

○永久委員

ちょっと待ってください。そこを減額するというのが少し分かりづらくて、コンビニに来た人に対しては 51 円ですか、必ずかかるわけですから、減額するという意味がちょっと分かりません。コンビニに来る人が減れば減額になるけれども、コンビニに来る人が増えれば増額になるわけですね。

○水上委員

今の点なのですが、恐らく予算と実績という話は乖離があることは非常に重要なだけけれども、実は本質ではなくて、つまり、基本的には乖離があるような予算を作っては駄目だというだけの話なのだと思うのです。結果としては、例えばコンビニに来る人が何人を超えたら、それ以上は自腹だという制度になっていない以上は、実績のほうが常にかかっているお金なので、そこは予算は実は余り関係なくて実績だけなのです。ですので、その乖離という話から減額ですという話には、多分ならなくて、つまり、コンビニについては自腹にするのか、国が出すのかという選択肢ベースの判断で、お金を半分にしましょうということは基本的にはできないですね。6 月までは国が払うけれども 7 月以降は自腹ですなどというわけには、基本的にはいかないでしょうから、予算を減額するという措置は、テクニカルに無理なのではないかと思います。

○井出委員

それでは、まず様々に委員から御意見を頂きまして、取りまとめ案を再度、御

提示させていただきます。私から、ということになりますが、様々御意見がありました。この評価結果としては、事業内容の抜本的改善が妥当であると考えております。繰り返しのようになりますが、かなり、委員の中では廃止をすべきだという強い御意見がありました。それには、まだまだ、この事業が本当に必要かどうかということも考えながら、これまでやってきた事業を、その手法も含めて、やはり一度しっかりした検証をし、それが本当に、廃止すべきという委員の御意見に堪え得るものであるかどうかを一度分析していただいて、その結果を受けて、また概算要求等々に反映していただくということが必要であると思います。厳しい意見を受けたということ認識していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○水上委員

取りまとめのコメントについて1点、意見があります。やはり、ここまで廃止という意見が大勢を占めていたことからすれば、少なくとも収納別の対策の在り方については、取りやめることも含め、ゼロベースで検討し直すべきであるというコメントは入ってしかるべきかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○井出委員

そうですね。それでは、今、水上委員が発言されたことを含めまして、様々、手法については、個別に御検討いただいて、場合によっては取りやめると。ある意味ゼロベースの段階からの御検討をお願いしながら、事業を抜本的に改善していただくということによろしいでしょうか。

○永久委員

「廃止する場合も含め」ではなくて、効果が明らかに測定できない場合は廃止するというぐらいにしていきたいと思っております。

○井出委員

先ほども申しましたが、永久委員の御意見ももつともですので、やはり、分析していただいて、その結果、成果が出ていないということであれば、水上委員の言われた、ゼロベースで、また1からというのは言い過ぎかもしれませんが、検討していただくということをお願いをしたいと思っております。

○行政改革推進室長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。本事業については終了といたします。次の準備ができるまでお待ちください。

(担当部局入替)

○行政改革推進室長

準備が整ったようですので、2つ目の事業であります「社会福祉振興助成費補

助金」について、5分厳守で説明をお願いします。

○社会・援護局

福祉基盤課長の友藤でございます。私のほうから補助金の概要について説明いたします。資料の26ページです。この社会福祉振興助成費補助金ですが、事業の目的は囲み枠の中に入っております。単に事業の助成というだけではなく、助成団体の自立の支援、あるいは全国的・広域的支援への発展及び波及といったことにつなげていくことが目的となっております。対象事業については、右側に記載があるとおり、個々の団体への支援、あるいは1つの都道府県内で他の団体と連携してやっていただく事業、3つ目としてより広域的・全国的な広がりの中で実施していただく事業の3類型となっております。

30ページです。本事業と地方自治体・民間における助成との比較ということですが、助成ということで見ますと、個々の団体が実施する活動への助成ということで、民間とか地方公共団体の助成と重複する部分もあるわけですが、ベン図の下の部分に書いてありますとおり4つの項目、国が直接、公募テーマを設定し、政策課題に密接した助成であるということ、広域的な事業に対応していること、評価等を通じて団体の成長、事業継続を支援するといった点、優良事業を全国へ紹介し普及を図るといったことを総合して行うところが他の助成との違いです。これにより事業の普遍化、制度化、助成団体の育成支援、全国的な広がりへの醸成ということにつなげていくわけですが、こうした特色の部分在今后、更に高めていきたいと考えております。

31ページ、「見直しの方向性」についてです。本事業の見直しの方向性については、連携・協働型助成への重点化を図っていく、政策課題に対応できる次世代の福祉を担い得る団体の育成強化、特定の団体への助成が恒常的にならないように、更なる見直しを図っていくということです。3点目に審査事務等の効率化・迅速化も図っていききたいと考えております。

33ページに助成公募のテーマの一覧が書いてありますが、左下の囲み枠の中にありますとおり、社会福祉振興助成事業については、福祉医療機構法において法定事業として実施している業務です。福祉医療機構は前身である基金事業を含めると25年以上、助成を通じて民間団体を支援してきているということです。テーマについては、国が政策課題を踏まえて、大枠1から4までの事項を定めませんが、括弧数字の項目については、機構が助成事業から得られる知見・情報も踏まえて、審査・評価委員会の意見を基に、国と相談しながら設定しているということです。平成25年度から平成26年度にかけて、障害者スポーツ(競技系)の事業や福祉用具改良開発事業の廃止、あるいは全国的・広域的ネットワーク活動支援事業の上限額を設定しているところです。

35ページ、助成事業の継続状況です。終了後の継続状況ですが、終了後1年半後に実施しておりますフォローアップ調査によると、9割近くの団体が事業を継続しております。その際の財源ですが、6割が会費等の自己財源で実施しております。また、その25%ほどが制度化が図られたということだと思っております。

すが、行政の補助とか受託によって事業を実施しているということです。

助成事業の波及効果ですが、40 ページ、41 ページに具体的な事例を入れております。全体の状況については 42 ページです。これは平成 25 年度の例で申しますと、制度化、あるいはモデル化につながったケースとしては、447 件のうち 53 件、他の団体とのネットワークの構築に結び付いたものが 277 件といった状況になっております。私からの説明は以上です。

○行政改革推進室長

次に、論点を説明いたします。同じ資料の 45 ページの一番下に、「論点」とあります。政策目的を達成するための各種の補助制度、これは下に類似事業としていろいろな事業があります。民間企業や地方公共団体が実施する助成事業、これも民間が実施する事業として一番下に参考として例が書いてあります。そういった事業との役割分担を踏まえつつ、助成対象を重点化するなどの見直しを行うべきではないかとしております。

質疑応答に移ります。時間は先ほどと同じ 40 分程度ですので、発言は簡潔にお願いいたします。

○水上委員

この事業については、恐らく目的としてこういう活動が行われるということそのものは大変素晴らしいことだと思うのですが、それを国が国の事業として、特に独法を経由してやるのが正しいやり方なのかというところは、1 つ重要な論点なのだろうなと思います。

まず、効果のところから検証度合を聞きたいのですが、パワーポイントの 35 ページですが、助成事業の継続状況、ここは結構大事なところですね。つまり、助成を受けている間はずっとやっているけれども、助成を受けられなくなった後に自立できるのかという議論が非常に重要なところなのですが、今これを見ると、助成後の財源として、例えば平成 23 年調査だと、66.8%が会費等の自己財源等々と書いてあるのですが、これは一方で、複数回答だと書いてありますよね。ということは、ほんのちょっとでも自己財源が入っていると、これに入ってくるということですか。つまり、例えばこの 66.8%というのが、事業費の 66.8%は自己財源でやっていますという意味ではないということなのですね。

○社会・援護局

お答えさせていただきます。複数回答ということですので、委員が御指摘のとおり、そういった事例も考えられるということです。ただ、例えば先ほどの資料の 39 ページに、「亀岡子育てネットワーク」とありますが、ここにも書いてありますとおり市の委託事業になりましたといった形で制度化が図られているものとか、あるいは 41 ページの「子どもシェルター」、これはそこにありますとおり、虐待を受けて家に帰ることができない 10 代後半の子供たちのシェルター運営ですが、これなどは児童養護施設に入れられない方なのです。いわゆる制度の外に

落ちていた方を、NPO 等々がすくい上げてやっていたと。それが自立ホーム支援の 1 類型で制度化されたという形で運営されているというような。

○水上委員

まず、事実を確認したいのですが、結局のところ、事業費ベースでいうと、どのぐらいが自己財源になっているのですか。

○社会・援護局

その辺の指標は残念ながら取れていないということですので、全体として見れば、おっしゃるとおり取れていないということがありますが、個々の事業で見れば取れているものもあります。例えば 41 ページのフードバンクなどありますが、これは「フードバンク山梨」で、農家あるいは企業で正味期限が切れたものも含めてだと思いますが、そういったものを生活困窮者の支援として提供するという形です。これも最初は福祉医療機構の助成を受けてやっておりましたが、こういった取組が世の中に伝わって、マスコミで取り上げられたということもありまして、企業に働きかけをしたところ、CSR で協力していただけるということで、運営費等々の面倒を見ていただいているといった形で自立をしているというのがありますので。

○水上委員

私はフードバンクについては、「ああ、素晴らしい事業なんだな」と思うのです。この個別の事業が素晴らしいということと、この補助事業が素晴らしいということにどのぐらい関係があるのかということが今、問題なのです。逆に言うと、平成 23 年の調査だと、33.2%の所は全く自主財源では維持されていないということになるのですか。ちょっとでも自主財源が入っていると複数回答で入ってくるということは、差を見ると、平成 23 年であれば 33.2%は全く自主財源でできていない。平成 24 年でいえば、37.3%は全く自主財源でできていない。平成 25 年でいえば、38.5%は全く自主財源でできていないというように、自主財源でやれば分かるということですか。

○社会・援護局

そういう捉え方もできます。ただ、自主財源でやるか、行政の委託という形でやられるとか、いろいろなパターンがあるのだと思います。もともと自主財源が非常に厳しい中で運営されている所もありますので、自主財源を全部必ず入れろというのはなかなか難しいのではないかと。

○水上委員

いや、必ず入れろという話をしているわけではないのですが、少なくともそういうことですね。自主財源でたくさんできていますというメッセージはここからは出てこなくて、どちらかというと自主財源ではなかったからといって、委託

で価値のあることをやっている所もあるかもしれないけれども、少なくとも複数回答にしても、なお自主財源では全然できていないという所が 30%から 40%ぐらいを占めているというのが、むしろ数字の見方としては正しいということですよ。

○社会・援護局

そういう見方をされれば確かにそうなのです。例えば NPO とか社会福祉法人もそうなのですが、なかなか自前では財源がない。要はどんどん使っていけば、自前財源はなくなる。公益社団法人ではありませんので、会費を取らないということがありますので、民間から寄附を頂いたりして、それを財源にして運営されている所も多いわけです。ですから、国から直接、行政経費で事業費をもらわない所は寄附とか、そういったものを財源にして活動されている所が多いです。ですから、会費が取れていない、会費でやっていないからおかしいではないかというのは、ちょっと当たらないのかなと思います。

○水上委員

まず、説明としては非常に自主財源ができていますと、プレゼンテーションのときに説明されていたので、その見方はどうなのかという指摘をしたのですが、その上で、1 点、質問したいのです。行政の補助や委託というのは、国と地方は区別されているのですか。

○社会・援護局

すみません。これは統計の取り方で、ざっくりとした形で取っていますので、そこは取れておりません。結局、平成 24 年から福祉医療機構の助成金で取るような形にしている、福祉医療機構をそのまま使っているものと、それ以外のものとで区別をしているということです。

○水上委員

余り私ばかり話してもあれなので、ここで 1 回、意見なのですが、私は行政の委託が全部駄目だと思っているわけではないのですが、特にこういう地元に密着しているような支援事業だとすると、自治体が自分のお金で、正に支援してやろうとか、委託でやろうという話と、国が独立行政法人を介して出そうというのは、ちょっと意味合いが違っていると思うのです。つまり、自治体が自腹でもやろうというところまで育ったというのであれば、一旦は独法でお金を付けてやったけれども、その先は行政のお金ではあるけれども、地方の納税者の人たちのお金で、自治体が自らその地方に必要なだと思っているというのだと、それはちょっと意味合いが違うかなと思うのです。だから、国のお金、特に独法のお金と、地方の一般会計ないし地方のお金というところは、そこは区別をして考えたほうがいいと思うのですが、どうですか。

○社会・援護局

御指摘の意味がよく分からないのですが、要は立上げで、私どもが狙っていますのは、一番は国策にかなうといたしますか、日本全国であるような政策課題、将来的にはそういうものの解決につながっていくような事業について、行政でやりますと、制度は作ってもそれから必ず落ちこぼれてこられる方がたくさんいらっしゃる。そういったものをすくい上げていく上では、民間の活力を使いながらやっていくことが非常に重要だろうと。その立上げのところを支援しているのが本事業です。

○水上委員

分かります。立上げを支援するのは分かるのですが、今はその後の継続の話をしているでしょう。

○社会・援護局

継続で、結構、離脱はしているというのが私どもの認識で、今回挙げております事例などは、離脱をしている。

○水上委員

だから、事例の話ではなくて、統計の話をしたいのです。どれだけがちゃんと割合的に離脱できたのかという話を、ちゃんと説明していただけないと、いつまでもずっと独法でお金を出さないと続かないのか、それとも、それがきちんと地方の自主財源になるのか、あるいは民間の自主財源になるのか、あるいは寄附になるのか分からないけれども、国が手を出さなくても回るようになるのかというところを、統計的に説明してほしいということです。

○社会・援護局

私どももそういう方向で、統計で取れているかどうかということに関して申し上げれば、今まで評価をそこまで厳しく見てこなかったということがありますので、統計でバチッと委員が御指摘のとおりのを、こうですよお出しすることはなかなかできませんが、方向性としてずっといつまでも福祉医療機構の補助金を使って事業を運営していただくというのは、御覧いただいてもお分かりのとおり、財源がかなり減ってきていると。26 ページにあります、平成 22 年度の 30 億円から平成 26 年度において 13 億円まで減ってきているということもありますので、やはり離脱をしていただくというのも、方向性として一つ必要だろうと思っています。固定化回避ということで、その辺も採択のときの基準として、過去 5 年間で 2 回以上受けている所については、採点上も減点をして厳しく見る、採択されにくくするという取組もさせていただいております。そういったことで、私どもの狙いも、委員が御指摘のとおり、そういった形で将来的には持続で回るような仕組み作りをしていただこうと。あるいは、団体の自立支援につなげていこうと。そういったことで考えているということです。

○水上委員

私は、平成 22 年、平成 23 年、平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年で 5 年も事業をやっている、「今後は」と言われるのは、やはり困るのではないかなというのが私の基本的な意見です。

○永久委員

今と引き続きの議論になるかと思いますが、まず確認です。19 ページのレビューシートには「助成を行うことを目的とする」とあって、26 ページは「助成を行い、NPO 法人等の自立を助長するとともに、全国的・広域的支援への発展及び波及を図る」ということで、レビューシートと概要の説明では目的が違いますが、これはいつどのようにして変わったのか、まずお伺いしたいです。

○社会・援護局

これはレビューシートのほうは、確かに御指摘のとおり、政策課題とか、国民ニーズを踏まえて、民間の創意・工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動に対して助成を行うという形、それだけは書いて。

○永久委員

いやいや、「助成を目的とする」と書いてある。

○社会・援護局

「目的とする」と書いてありますが、そこは若干、言葉足らずで、今までも評価をやって、団体の支援、あるいは広域的な活動につなげていく。評価で当然そういうことをやっていましたので、そこをあえて分かりやすいように盛り込ませていただいたと。

○永久委員

いや、私には手段だというようにしか見えないわけですが、まあ、いいです。レビューシートには「助成をすることが目的」と書いてあって、概要には助成という手段を使って自立を助長すると。あるいは発展及び波及を図るということ。違うのは実際違うし、もう水上さんのほうで話されていたので、その概要に乗ってお話しますが、その概要にある目的で、今、自立をどうやって図るのだという話で、なかなか納得するようなお話を伺ったような感じは私もしていないのです。同じように 43 ページと 42 ページに、その成果を測るような統計があって、これは助成先団体の自立化というのがあって、自立化の定義が①と②があって、①が「会員・賛同者の増加、組織の拡大」、②が「NPO 法人格の取得」とあるのですが、これが自立化を意味するかどうか、まずはなぜそれが自立化なのか説明してください。

○社会・援護局

これは1つの団体が組織としてしっかりしていくための1つの手段としては、当然、会員が増えていくということもありますし、NPO格、今まで法人格のない所が法人格を取っていただくということは、組織としてしっかり事業運営ができるという意味合いで、1つの自立化になっていくのだろうと。

○永久委員

まあ、1つのプロキシとしてはいくらでも、例えば1NPO当たりどれだけの会員数が増えたとかという数字はない。増えたか減ったかというそれだけ。1人が増えても増えたということですね。

○社会・援護局

そういうことも想定されますけれども、それぞれの事業の概要も細かく資料の要求がありましたので、お渡ししていると思いますが、マスコミからの反響があって会員が増えたということからすれば、恐らく1人増えたからということではないのだろうとは思っております。

○永久委員

質問を変えますね。平成23年度が280件、平成24年度が280件、平成25年度が146件ですが、分母を見ると907件なのですね。907分の280が増加したということですが、分母の割には増加したのが少ないと。大半が増加していないというように理解できるのですが、それでよろしいですか。

○社会・援護局

それはどのように捉えられるかだというように思います。

○永久委員

907のあれだから、280を引くと627ですか。627は増えていない、イコール同じ数字か減っているかですね。

○社会・援護局

会員を積極的に取られている所もあると思いますし、そうでない所も。

○永久委員

変わらないか減っているほうが多いということですよ。

○社会・援護局

というか、どこまで見るかということだと思いますけれども。

○永久委員

もう1つの、どれだけ波及したかということで見ますと、これが意味がなかなか。「行政で制度化・モデル化」というのは、そのNPO等がやっていたものが行政で取り入れられたということですか。

○社会・援護局

そうですね。これは団体に対してアンケート調査でやっていますので、団体のほうで御判断いただくことになりますが、「行政で制度化・モデル化」といえば、委託事業で受けられるだとか、私どもはそういったものをイメージさせていただいています。

○永久委員

「他団体とのネットワーク」というのは、具体的には。

○社会・援護局

これは各地域でNPOが活動されていると思っていますが、そういったところからマスコミでいろいろ発信をされたときに、「あっ、同じような事業をやっているじゃないか、参考になる。我々もやろうと思ってたんだ」と。そういった所が声かけをしてきて、それにつながっていく。そういったネットワークづくりができていく。そういった。

○永久委員

あと見学者があつたりとか。

○社会・援護局

視察をされて。

○永久委員

「他団体が類似事業を実施」とか、飛び火したというように理解したらよろしいのでしょうか。

○社会・援護局

そうですね。

○永久委員

これの伺いたいところは、また同じように平成23年、907件ありますが、これは当然、複数回答ですよ。

○社会・援護局

そうですね。

○永久委員

何件、こうしたものが一切なかったのか分かりますか。

○社会・援護局

ちょっと調べさせていただきます。

○永久委員

どのぐらい重複があるか。要は先ほどの質問と極めて似ているのですが、効果が見られた所が複数回答しているとする、この効果が測定値としていいかどうかは別として、それが全然なかった所が多いのか、少ないか、それを知りたいのです。

○社会・援護局

それは原票に当たれば、多分おっしゃるとおりです。

○永久委員

でも、それが欲しいところですよ。何か効果がありましたというのを見せるようなデータにはなっているけれども、フェアなデータではないですよ。

○社会・援護局

これは報告書から取ってきているものですので、そういう形で取りまとめをさせていただいているということ。

○永久委員

少なくとも「社会福祉振興助成費補助金の概要」で示された2つの事業目的があるとすると、このデータでは効果があるとは、十分に説明しきれないですね。

○社会・援護局

そういう見方をされることも。それと先ほどありました自立化の話で、280件で変わっていないではないかという、そういうところも。

○永久委員

変わっていないかではないです。

○社会・援護局

ではなくて、それ以外の所が増えていない所ではないかという御指摘がありましたが、これはフォローアップの調査結果ですので、1年半後、事業が終わって取っているものという形になっていますので、ある程度終わって、当初いろいろ反響があってワッと増えて、その後は定位置でいく所もありますので、調査時点がどうなのかなという問題もあるのだらうと思っています。

○永久委員

でも、そういう調査はされていないですね。

○社会・援護局

そうです。

○佐藤委員

33 ページのテーマについて、もうちょっと伺いたいのですが、多分この制度の趣旨は、私が理解する限りですが、既存の制度の枠の中ではカバーされない、ある意味ニッチなところをターゲットに絞って、そこを試験的に・モデル事業的に支援をして、全国普及を図るといふ、そんな感じによろしいのですよね。

○社会・援護局

そうですね。国ではなかなか手が付かないような、あるいは国で直接、大きな問題として抱えているものを挙げさせていただいて、その中で制度に乗っているものは当然、制度でやっていますので出てこなくて、制度に乗っていないものが助成を受けて支援をしていきたい、という形で出てくるということです。

○佐藤委員

それで、33 ページは、テーマとしてはやたら幅が広いなというか、恐らくどれも重要なテーマだと。それは全く否定はしないのですが、テーマの取り方として、ニッチを狙っている割には、私も行政事業レビューとかいろいろな所に関わっているものですから、同じ厚生労働省であればひきこもりの青年とか、その辺りはサポステ絡みであるとか、生活保護とのボーダー関係であれば、恐らく求職者支援制度みたいな所が関わってくるでしょうし、障害者のスポーツ関係といえ、この間、文部科学省の事業をやったばかりなのですが、障害者のための支援で、スポーツ関係をいろいろやっていらっしゃるのですね。ですから、まず2つあって、非常にテーマが幅広いので、これは多分いろいろな団体が付けてくると思うのですが、優先度はどうやって付けているのかなということ。行政事業レビューには全く書かれていないのです。

20 ページで、行政事業レビューには重複排除というのがありますよね。どこの方も書かないのですが、これは多分、重複事業というのはかなりあると思うのです。実際、論点整理の所にもちょっと出ていますが、自治体とか民間がやっている支援事業があるではないかという視点も出ていますが、恐らく政府の中でもかなり、しかも厚生労働省の中でさえ似た事業があると思うのですが、そこでの差別化と。

もう1つ、ちゃんと言いますと、テーマ上、既存事業との差別化、それからいろいろなテーマをピックアップしてきたときに、どのテーマを優先的に選んでいくのかということについて、何か基準があるのであれば教えていただきたいの

ですけれども。

○社会・援護局

1 つは、ニッチなところを狙っているというのはそうなのですが、テーマがニッチなところだけかというところではなくて、テーマは特に国の施策として重要なところを狙っているということです。最初にも説明したとおり、国が大きなところを設定して、福祉医療機構がそれを踏まえて細かいところをセッティングして、いろいろ助成事業の経験ノウハウがありますので、実際のものを見ながら、こういったものも必要ではないかということで、そういった知見も加えて出してきて、国と協議をしてテーマ設定をしているということです。

こういったテーマをしながら、ここでテーマで上がっているのは、制度に乗っていたら制度で全部できるではないかというお話なのですが、制度から漏れてくる事業が、それぞれこういったテーマでも、例えば先ほどサポステのお話もいただきましたが、そういったものに乗ってこない、あるいは対象にならない方も当然出てくる。そういったものを拾い上げていくのがこの事業だと。制度・制度でやっても、結局必ず落ちてくるものがあると。今までは地域の中で支えてきたところがありますが、地域も疲弊して、地域では受け止められないと。そういったところを NPO なり社会福祉法人が見つないでいただくというようなスキームです。その最初の立上げを NPO なり民間団体の活力を頂きながら実施をして、ある程度知見がたまってくれば行政、地方自治体の取組、あるいは場合によっては国の制度化という形で、制度化につなげていくと。そういったコンセプトで、この事業が成り立っているということです。

○佐藤委員

2 点ほどですが、具体的なテーマは福祉医療機構のほうで決めて具体化ということ、実際、選定は多分そちらでやられているので、福祉医療機構のほうで優先順位も含めて、細かいところは決めているという理解でよろしいのですか。

○社会・援護局

そこは我々と相談しながら、優先順位は定めさせていただいているということですが、★と☆の付いているものは特に政策課題として重要だということで、私どもと相談しながら決めさせていただいているということです。当然、優先度合については、審査会という場で、福祉関係の専門の先生方をお願いをして、17 名で構成されていますが、その中で議論をしていただいて、採点をして優先度が高いものから事業化していくと。補助金を採択するというような形で、おのずと重要度の高いものから採択されるような仕組みになっていると考えています。テーマ設定も、私どもと福祉医療機構と申し上げましたが、当然その 17 名の評価・審査委員会の先生方の御意見を踏まえて、セッティングをさせていただいているところです。

○佐藤委員

最後に、実際いろいろ考えると、やはり難しいなと思うのは、一方では多様なテーマがあって、それは草の根レベルで、恐らく地方の中でいろいろと活動があって、地方自治体がそれに一番近いと思うので、地方レベルでいろいろと見出されて、ある意味、発芽していくものかなと思っています。逆にこれをモデル事業として考えれば、国がやるのであれば、むしろテーマを絞って戦略的にやって、これのできる人いませんかという形で探していくほうが。総花的で、しかも上がってくるのは下から上がってきて、それがどんな形でモデル事業化して、また全国に普及していく可能性を持つのかというのは、国がやるには少し幅が広いし、国がやるならもうちょっと戦略的に絞ったほうがいいし、幅広にやるのだったら、むしろ財政的に苦しいとはいっても、やはり地方が地方自治体とかでやるべき支援ではないかという気はするのですが、この辺は。

○社会・援護局

現場の声を聞きますと、例えば地方ですと福祉事務所が全体を見るわけですが、やはり現場が忙しいということもあり、例えば視察先で「キッズドア」に委員の皆さん方に行っていたのですが、自治体は、具体的な姿が見えているものとか、あるいは既に成功を取めたものであれば採択をするということなのですが、そうでないとなかなか取り入れていただけないということです。視察に行った「キッズドア」でも、とりあえず、とある自治体で試行的に団体のほうが持出しで市の施設を借りて実施をして、その成果を見せながら導入を図っているということがあります。ですから、こっちを自治体でやればいいではないですかというお話がありますが、現実としてはなかなか難しいところがあり、私どもとしては国の政策として将来、必要なもの、あるいは将来、全国的展開が必要と見込まれるものについては、こういった事業を使いながら応援をしていきたいということです。

○横田委員

私もモデル化がポイントだと思っているので、先ほどテーマを絞ったらというのは、逆に私は余り。むしろ皆さんが気付いていないアイデアを出してもらってからこそ価値があると思っているので、それはいいのではないかと考えているのです。逆に、審査会の審査の過程をお伺いしたいのですが、例えば上がってきて採択をしようとしているものが、実はほかの省庁だったり厚生労働省内で実施されているものも、あったりするのではないかみたいなところをピックアップして、要は、実はやっているものもあるみたいなところをチェックする過程があったりするのか、ないのかというのを教えていただきたいのですけれども。

○社会・援護局

行政のほうでは、チェックはさせていただきます。審査会の委員の先生方は知見も広いですので、当然、公費で出ているものについては対象外という形にな

りますので、そこはしっかり見ながら事業を実施していただいていると。飽くまでも機構のほうで見ていただき、事業を実施していただいているということになります。

○横田委員

単純にモデル化なので、どこも誰もやっていない、この地域でこのテーマだからこそやるべきみたいなところを、厳正にピックアップする。要は、それも審査過程に入っていたらいいのではないかなと思ったのですけれども。審査委員の方もたくさんいらっしゃるけれども、テーマが広すぎるので、逆に、この事業は実はここでやられていたのではないかみたいなのを知るよしもないみたいなのところの中で、パッと採択をされてしまっているものも、もしかしたらあるのではないかと思ったと。すみません。

○社会・援護局

そこは機構のほうでよくチェックするような仕組み作りというのは、1つ必要になるかもしれません。ただ、実際問題として、そういったものに支援費が付いていれば、それは当然お返しいただくという形になると思っています。飽くまで制度化されていない部分、公費が出ていない部分に対して助成をしていくという制度作りですので、そういったものに対して助成をしていくということはありません。

○栗原委員

私も今、横田さんが指摘されたことと同じことを思っておりまして、昨今 NPO 法人とかの社会的意義のある活動はたくさんあると思うのです。その中から、本件として国の助成で支援をするというのは、先駆的・創造的なモデルだからだということだと思います。そういう意味で、これがほかの民間で行われていないとか、あるいは自治体でまだこれが支援される状況でないというものかどうかということ、採択のときにある程度確認をされる必要があるのではないかと思います。恐らくやり方としては、今、拝見すると、特にこの事業がどう他と差別化とか、あるいは先駆的なのかという辺りが余り書き込まれていないように思いますので、そこは申請する側からちゃんと説明をさせるとか、あるいは採択の際にそこを評価ポイントにするとか、そういった改善をされていかれるといいのではないかと、1点思います。

2つ目ですが、固定化されないように減点をされているという話がありました。ただ、減点していても、引き続き 30 数パーセントぐらいが採択されているとお聞きしておりますし、かなり長い期間、連続しているものも採択されていますので、複数年度、採択する場合は、その後、自立ができるかどうかという判断要素を、単に減点というよりは、もう少しそこをしっかりと見ていくべきではないかと思えます。

3 点目に質問なのですが、今後の見直しの方向性というのがありますが、次の

担い手となるような団体の育成を強化するというのがありました。事業ベースで重要性を評価するのはできるかもしれませんが、団体レベルでどこが中核になっていくような機関かということを見分けるのは、この事業ではなかなか難しいのではないかと思いますのですが、そこはどのようにして中核となるような育成団体を認識しようとしているかを教えていただけますでしょうか。

○社会・援護局

御意見2つと御質問を頂きました。まず、質問のほうですが、「次世代の福祉の担い手となる団体の育成」ということですが、これは法人として、しっかりした基盤作りができるということが1つのポイントかと。単に個人が何名か集まってNPOでやられているというのではなくて、しっかり法人格を取っていただくとかです。法人として、しっかりしていただく体制作り、将来的には社会福祉法人に移行していただく。そういった将来像を描いていただいて、そういったものも見させていただきながら、助成支援についてやっていきたいというのが1つです。

御質問いただいた複数年度固定化の話ですが、複数年度続いている所も結構あるのではないかと御指摘ですが、これは確におっしゃるとおりで、そういう所も3割ぐらいあるということです。全体としてのパイが小さくなってきているということもありますので、御指摘の方向で、そこについては見直しをさせていただきたいと思っております。

それから、先駆的な事例なのかどうかというのは、確かに御指摘のとおり、説明を相手に求めながら、そこで見ていくというのも1つの方策なのだと思います。そこについても、そういう方向で検討させていただきたいと思っております。

他の助成事業を受けているものについて、本助成金は対象にならないというところがありますので、両方もらいながらということはありません。もしそういうことがあれば、お返しいただくことにもなっておりますが、ほかの所でやっていないような先駆的な取組であることをより明確にしていくために、委員が御指摘のような方向で見直しをさせていただきたいと思っております。

○行政改革推進室長

議論の途中ですが、コメントシートの記入をお願いいたします。記入が終わりましたら、担当者が回収に伺いますので、よろしくお願いします。

○水上委員

42 ページのモデル化の所が非常に気になっていて、この事業を地方自治体が行うのではなくて、国が行うということだとすると、最終的に1つのモデル性がある、国全体に波及していくということが非常に重要だと思うのです。例えば①は平成23年だと97件とか、平成24年だと105件、つまり行政で制度化・モデル化というのが挙げられているのですが、先ほどこれはアンケート調査だという話をされたのです。つまり、事業者の側が、「行政で制度化された、モデル

化された」ということを答えると、これになっているということなのですよ。そういうことでしょうか。そういう話をされました。

○社会・援護局

すみません。アンケート調査ではなくて、私どもの評価委員が調べに行った結果を書いていると。

○水上委員

どっちなのですか。アンケート結果なのですか。アンケート結果ではないのですか。

○社会・援護局

これはアンケートなのですが、その後、一部、電話なりそういうので、確認はさせていただいているという。

○水上委員

これは一部とかそういう話ではなくて、それこそ一覧表を出してほしい話なのです。つまり、実際に平成 25 年度 447 件あったとして、それはこうこうこういう国の事業に波及しました、制度化されました、モデル化されましたというか、そこが価値ですよ。だって、国がモデル事業としてやるということは、そこが価値であって、モデル性がないのであれば、それは各地方がやるべき話だと思うのです。国が吸い上げてやるということは、制度として吸い上げられて、それがほかの地域も含めて波及されていくということに対して、一定程度、国が責任を持っているという話ですよ。だとすると、フォローアップとかアンケートとかという話ではなくて、自ら独法自身が調査をして、こうこうこういうように吸い上げられていますと。さらに言うと、独法自身がそれぞれの実績を見て、積極的にこのように吸い上げますという政策提言をして、それが国の事業につながる必要があると思うのですが、そういう報告はないのですか。

○社会・援護局

現時点では、残念ながらそこまで行っていないということで、マンパワーとかコストの面がありますが、委員が御指摘のとおり、やはりその辺もしっかり把握していく必要はあるのだろうと思っています。

○水上委員

マンパワーとかコストの面で、そこまでやるのは難しいということなのでしょうか。

○社会・援護局

いえいえ、そういう課題もありますが、そういった委員が御指摘のようなこと

も必要になってくるのかなというように。

○水上委員

ちょっと確認したいのですが、行政レビューシート 21 ページだと、まず独立行政法人に一括で補助という形で 15 億 2,700 万円が下りて、そこから民間福祉活動団体に 14 億 8,700 万円落ちているのですが、この事業を実施するための間接経費がここから 4,000 万円、独法に落ちているということなのですか。そういうことではないのですか。

○社会・援護局

これは補助金の余りが 4,000 億円で。

○水上委員

4,000 万円です。

○社会・援護局

4,000 万円です。

○水上委員

この独法自身のいわゆる事務経費、正にフォローアップをしたりとか、政策提言をしたりするお金は、どこから幾ら落ちているのですか。

○社会・援護局

お手元の資料の 26 ページに「助成事業に係る事務費(運営費交付金)の推移」ということで書いてありますが、共通経費を除いた分で平成 25 年度実績で 1 億 6,700 万円という形になっております。平成 22 年度が 1 億 9,300 万円ということですので、これについても縮減を図ってきているということです。

○水上委員

共通費除くで 1 億 6,700 万円、共通費込みだと 3 億 1,300 万円もかかっているのですよね。

○社会・援護局

はい。

○水上委員

ある意味では 15 億円とか 16 億円。

○社会・援護局

13 億円です。

○水上委員

13 億円の補助をするのに、これだけの間接費を独法にかけて、それにもかかわらず、先ほどの、国でどれだけの事業が吸い上げられたかということの報告は上がってきていないと。これは独法として、余りにパフォーマンスが低くないですか。

○社会・援護局

共通経費と申しますのは、総務部門とか、そういったものを機械的に割り振っているものですので、一概にこの事業でその分、3 億円かかっているというわけではないと思っております。コストパフォーマンスの問題はいろいろありますが、ここについても今後ともできる限り縮減を図っていきたいと思っておりますし、成果の把握について、足りないではないかとおっしゃられれば御指摘のとおりです、そこについては更に改善を図っていきたいと考えております。

○水上委員

やはり 5 年やっている事業としては、余りに建付けが甘いのではないかなというのが私の基本的な考え方です。成果も測れていないし、国でどのぐらい事業が吸い上げられているかも分からなくて、その一方で共通経費込みだと 3 億円も独法には落ちているわけですね。だとすると、これは建付け自体が緩すぎるというのが私の基本的な理解です。

○社会・援護局

制度化に当たってはすぐに成果が出るわけではなくて、草の根の活動ですので、一定期間、5 年もやっているではないかというお話がありますが、評価も例えば御指摘のあるフォローアップ調査などは 3 年後のものを取っておりますので、そこに至るまである程度時間がかかると。ましてや国の施策に上がってくるのは、地方でいろいろ各地域で事業を実施して、これはやはり必要だということになって初めて国の政策として上がってくるということもありますので、ある程度時間がかかってくるものと思っております。

○水上委員

だって、今の時点だと、地方のレベルで施策になっているのは何件あって、国の時点では何件あってというのが、例えば数字は出ていて、ただ、現時点ではまだ国まで上がりきっていないくて、地方で施策になっているにすぎませんよという御説明がされるならまだ分かるけれども、その説明自体ができないという状態なのですよね。説明がされてそれが不十分だというレベルと、説明自体がなされていないというレベルは、かなり大きな壁があると思うのです。なので、説明自体がなされないレベルというのは、やはり 5 年やったら許されないのではないでしようか。

○社会・援護局

ただ、現象としてこういう事例がございますというのは、ちゃんと報告書にまとめて、ホームページでもアップさせていただいて。

○水上委員

個別に1個、2個、良い事業があるのは、お金を使っているのだから当たり前ではないですか。トータルで16億円に見合う成果があったかどうかを行政事業レビューでは聞いているので、私は個別に良い事業が1個もないなんて一言も言っていないですよ。良い事業だってあったと思いますよ。ただ、そんなことを聞いているのではないのです。トータルで税金を使うことが、統計的に見合うのかどうかということをちゃんと説明してくれないと、個別に1個、2個、良いのがありましたと言われても、それはそういうものもあったでしょうねと言うしかないですよ。それは3個、4個かもしれないけれども、それでも一緒です。

○社会・援護局

足りない部分は確かにありますが、そこはしっかり肝に銘じて、今後、改善を図っていきたいと思っています。ただ、何度も申し上げますが、この事業は国では担えない、制度化されていない部分を、民間の草の根の活動を支援することによって上げていくという意味では、非常に重要な制度だと思っています。

○佐藤委員

やはり何かちょっとどこかに矛盾を感じるころがあって、国レベルではなかなか捉えられない政策課題はたくさんある、それは間違いないと思うのです。でも、だからこそ地方自治体がそういうのを担っていくという役割があって、その中でもし良い事業があれば、それは国が吸い上げていって全国に普及させるというのは、それはありだと思のですが、国レベルでそういうニッチなところまでというのは、果たして目が届くのかというのと、もしそうだとすれば、医療福祉機構自身がむしろ自分たちの本来業務としてやってもいいはず、独法の方にそういうアドバンテージがあるならばですね。何が言いたいかと言うと、国レベルにおいてそういうニッチなところを探すという建付け。だから、テーマの選定であるとか、選び方とか、果たしてちゃんとできているのかなという疑問が残ってしまうのと、いろいろなケース、成功例もあると思うのですが、本当は失敗例のほうが意外と大事だったりしていて、テーマは良いのだけれども何で普及しなかったのかなというのは、ボトルネックはちゃんと検証しないといけないし、その辺の検証もちょっと甘いかなという気もする。でも、本当はこういうのは全部、地方レベルでやっていく仕事なのではないかという気はやはり拭えないのですけれども。

○社会・援護局

そこは先ほども申し上げたとおり、なかなか地方ではできない部分もあるというのが 1 つです。国が国がというお話ですが、もともと「助成事業の変遷」で 27 ページにありますとおり、もともと福祉医療機構は福祉の総合デパートということで、融資もやりますし、法人の支援もやっていますし、マルチで福祉関係全てを担っているということがあります。知見は非常にあるということで、もともとはこれは基金事業として、福祉医療機構の事業としてやっていたということですが、そこにありますとおり平成 21 年に行政刷新会議の事業仕分けで、事業内容は非常に有意義だけれども、基金でやる必要はないでしょうということで、毎年、国の予算としてやるべきだという形になってしまいましたので、そこで国が関与するという形になってきたということです。ですから、従来は機構の事業として、機構の知見、審査会なり委員の先生方の御意見も踏まえ、あるいはこれまでやってきた事業の成果を見ながら支援をしてきたところがありますが、そこに国の施策がオンされたということです。そういうことで今のような建付けになっているということで御理解いただければと思います。

○永久委員

いついただいた資料なのか分からないのですが、例えば日本障害者スポーツ協会とかありますよね。これで例えばパラリンピックの開催事業とか、こういうのがありますよね。ずっとどこに助成されているかというのを見てみると、本来、国できっちりやらなければいけないような事業と、すごく公的なものではあるけれども、助成がないとやっていけないようなものとか、あるいは公的なものとして価値があるけれども、助成しなくても将来的には自立していけるようなものとか、混在したような形で存在しているように見えてしまうのです。実際パラリンピックのものなどは、私の資料の中ではずっと入っているし、盲ろう者地域団体の連携とか、これは名前が途中でネットワーク活動支援事業になっているけれども、ほとんど同じことなのだろうと思うのです。戦略が見えないというか、いろいろなものがごっちゃになって、ごったになっていて、整理が付いていないよねという感じがする。もちろん水上さんが言っているように、中にはすごく良いものもあるだろうし、個人的にはパラリンピックのものなんかはきっちりやるべきだろうと思うのです。だけど、全体像としてぼやっとしているという印象があります。

○社会・援護局

そこは委員が御指摘のことも、かつては基金事業という枠組みでされてきたと。その延長線上のところも、どうしても離脱できなくて、点数は、固定化を防ぐ意味で、いろいろな工夫はさせていただいていますが、それでも残る所は確かにあります。これだけパイが減ってきたという中では、先ほど見直しの案でお示ししたとおり、今後については広域的、あるいは全国的なものにつながっていくものとか、団体が自立していける、いつまでもこの助成金に頼ることなく、自立していくものに限定をしていく。そういう方向に見直しをしていく。そういった方向

で今後は考えていきたいと考えております。

○永久委員

今の関連で一言だけ。要は幾つも違う事業が一緒になっているという話ですよ。

○社会・援護局

そこは見直しをさせていただきたいと。

○永久委員

だから、これとしてはすごく成立しがたいかと、そういう印象です。以上です。

○井出委員

1つだけ、33ページで、助成のテーマがある意味、重点的ではありながら、幅広いテーマがあるのですが、その中でニッチな所とか地域とかを吸い上げるという中で1つだけ、これは別にお聞きしようとも思っていないのですが、こういうテーマの中には、場合によると手挙げするのはある所しかないのではないかと。テーマの中で、この事業はここしか手が挙がってこないだろうなみたいなことがないように、お願いをしておきたいと思います。細かいがゆえに、恐らくここならできらうとか、ここしかできないというような、私の中から見ると若干、もしかしたらここしかできないのではないかなという所が見受けられるような気もするので、今後、福祉機構の委員会等々の中でテーマ設定をするときには、十分気を付けていただきたいと思います。

○社会・援護局

委員の御指摘も踏まえまして、今後の運営に当たらせていただきたいと思います。

○佐藤委員

ちょっと頭の中がまだ整理がついていないのは、基金という事業で仕分けがあって、それはやめました、いろいろ見直しました、それはいいと思うのですが、どうしてもこちらの印象としては、機構を通すことを前提にした仕込みというか、手段と目的を混同させていませんかという感じが否めないのです。というのは、いろいろな新規の事業がある。くどいようですが、国の目がなかなか届かない、ニッチな事業があると。これはやはり福祉のプロである機構がやるべきである。能力とか制度はともかく、それは何となく趣旨としては分かる気がするのです。ただ、みんな言っているように、それはいずれ自立が前提ですよと、期間限定ですよと。他方、ある種、趣旨としては恒久的なというか、継続的な支援を実際している事業、団体があり、かつそういう必要性もあるということであれば、本来はこっちは支援ありきなのですから、趣旨としても支援せざるを得ないのであれば、それは名前はともかく、別の形であれ、これは切り離して、むしろ特化して

いくというのが本来の筋ではないかと。本来、仕分けのときもそのような議論だったのではないかと、勝手に想像しているのですけれども。

○社会・援護局

先ほども申し上げましたとおり、予算も減ってきたということもありますので、委員の御指摘と同じように、恒久的な所は本事業から卒業していただくという方向性で、見直しをしていきたいと考えています。

○永久委員

恒久的にやらなければいけないものは、逆に恒久的にすべきものもあるのではないかと思うのです。

○社会・援護局

ですから、ほかの制度に乗っけていただく。

○永久委員

この制度の事業の枠組みではやらないということですね。

○社会・援護局

そういうことです。

○永久委員

とすれば、この事業の形態は全く変わるということですよ。

○社会・援護局

ですから、対象を将来的に全国的に広がるものとか自立が図れるものに重点化を図っていくということです。そういう方向で見直しをしていきたいということです。

○行政改革推進室長

まだ御意見もあるかと思いますが、時間になりましたので、取りまとめをお願いいたします。

○井出委員

コメントについて、まず集計結果を発表させていただきます。「廃止」が2名、「事業全体の抜本的な改善」が1名、「事業内容の一部改善」が3名となりました。各委員からは、「国で実施すべき事業」、「自治体や民間で実施すべき事業との棲み分けが不十分である」、「国全体への波及、事業の継続化、いわゆる事業の成果の把握が不十分である」、「福祉医療機構の事務費については、再点検をすべきである」、「助成期間の短縮化を図るべきである」、「審査体制・方法

の改善が必要である」、「テーマ設定を見直すべきである」などのコメントがありました。

それでは、私から評価結果案及び取りまとめのコメント案を提示させていただきます。ただいまの集計結果から、当該事業の評価結果としては、「事業全体の抜本的改善」が妥当であると考えられます。取りまとめコメント案としては、「国で実施すべき事業、自治体、民間との棲み分けを抜本的に整理していただいた上で、審査体制を改善しつつ、事務費の見直しを行うとともに、事業成果をより十分に把握する仕組みが必要である」とコメントをさせていただきます。ただいま、評価の結果、それからコメント案を提示させていただきましたが、委員の方から御意見をよろしくお願いいたします。

○水上委員

1点だけ、評価結果そのものについては表に従ったものですので特段、意見はありませんが、コメントのほうです。議論の中で、もともと基金の中で行われていたという、経緯にもあるのでしょうかけれども、非常に雑多な事業が行われていて、そこについてはむしろ別の事業の枠組みの中で恒久的にやるということも含めて考えられるという意見は出ていましたので、本事業で行うべきなのか。つまり、それ自体をやめてしまわないにしても、本事業ではなくて、別の事業の枠組みですということも、抜本的見直しに是非加えていただきたいと思います。

○井出委員

今、御意見がありましたとおり、先ほど申しましたが、国で実施すべき事業、自治体、民間と棲み分けをとということもありますので、今、水上委員からありましたのは、本事業だけではなくて、別事業で行えるテーマ設定等もありますので、その辺は十分見直しをしていただきたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○行政改革推進室長

それでは、本事業については終了といたします。ここで10分程度の休憩をとりたいと思いますので、40分開始にいたします。よろしくお願いいたします。

(担当部局入替)

○行政改革推進室長

皆さまお集まりですので、本日の3つ目の事業であります「両立支援等助成金(子育て期の短時間勤務支援)」につきまして、5分間の時間厳守で説明をお願いします。

○雇用均等・児童家庭局

職業家庭両立課長の中井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私から早速ですが資料に基づきまして両立支援等助成金、子育て期短時間勤務支援助

成金について、説明いたします。通し番号で言いますと、行政事業レビューシートは 47 ページ、概要資料は 53 ページからになりますが、主に概要資料で説明させていただきます。

54 ページです。子育て期短時間勤務支援助成金の趣旨ということで、これは育児・介護休業法における事業主の努力義務である「3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して講ずべき措置」の 1 つである「短時間勤務制度」の導入支援であること。同助成金の意義として、女性の継続就業のためにも、育児休業制度のみならず、短時間勤務制度等、仕事と子育てを両立しやすい環境整備が必要であり、そのためのインセンティブとしての制度導入の後押しをすることと整理をしています。

55、56 ページは、女性の活躍促進が政府の成長戦略の柱であること等を整理したものですので、割愛させていただきます。

57 ページです。こちらは育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法上の短時間勤務制度の位置付けを整理したものとなっております。

58 ページは、本助成金の仕組みの概要ということで、支給要件として、これは短時間勤務制度の制度化であるとか、趣旨に即した利用及び継続雇用の実績があること、支給額として、中小企業で 1 人目 40 万円等となっていること、助成金利用者の継続就業率等の成果目標を達成していること、これらを整理させていただいたものです。

59 ページは事業実績です。これを御覧になっていただきますと、支給実績、執行率は、平成 24 年度を境に低迷していると。その要因としては、平成 24 年 7 月の育児・介護休業法の中小企業を含む完全実施によりまして、従来、努力義務であった 3 歳までの子に関する短時間勤務の部分が義務化されたことに伴いまして、助成金の対象外となったということ。それに伴って、その前の駆け込みとその反動減、それから、この同時期に助成額の引下げが行われたことが考えられたと分析をしているところです。

60 ページの事業実績ですが、これは大部分が中小企業で活用されていることを示しているものです。

61 ページは、短時間勤務制度の措置への取組状況で、右から 2 番目の列の枠で囲っている部分ですが、小規模事業所の取組が不十分となっている現状を示したものです。

62 ページは、こちらは育児休業取得後の退職状況で、小規模企業の退職率が高いことを示しているものです。

63 ページは、妊娠・出産前後の退職理由を示しておりますが、その中で、両立が難しかったとして不本意な退職が大体 4 分の 1、26.1%。特に多いのが、勤務時間が合いそうになかったことが挙げられているものです。

続いて 64 ページは、子を持つ母親の望ましい働き方を示しておりますが、例えば小学校就学前までで見ると、短時間勤務 41%、残業の無い働き方 30.6% といった割合が高くなっています。

なお、65、66 ページは、短時間勤務制度と同様に努力義務となっている所定

外労働の制限についても、小規模事業所の取組は不十分であるという資料になっています。

最後、67 ページです。ただいま御説明した状況を踏まえた「見直し案」ということです。右側を御覧になっていただければと思いますが、1 の①から順に説明します。まず①、支給対象を中小企業に集中化すること。②として、助成金の対象を所定外労働の制限(免除)にも広げること。③として、対象企業を中小企業に限定することに伴いまして、制度導入に係る初期支援の強化ということで、支給額を従来の40万円から70万円に引き上げて、支給回数を1回とすること。④として、これらに伴って予算額は適切に精査していきたいと考えております。

大きな2番目として、都道府県労働局による育・介法に基づく指導と取組の支援ということで、これは努力義務の取組促進を実施してまいりたいということですが、そこでの支援は、現地調査で不支給が多かったという御指摘を頂いておりますが、そういったことを減らすための努力も含んでいるということです。

さらに、一番下の※ですが、通常国会で成立した次世代育成支援対策推進法の10年の延長を踏まえた取組促進に合わせて、助成金の活用を促進していきたいということで、全体的に助成金の活用促進を図ってまいりたいと考えているところです。私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革推進室長

次に、論点を説明いたします。お手元の資料の73ページをお開きください。その下に「論点」と書いてあります。このシートが一番上に執行率がありますが、執行実績が低調になっているのは、本助成金が助成の対象とか、あるいは助成内容をはじめ、利用者のニーズを適切に踏まえた制度・仕組みになっていないのではないかと、アウトカム指標、成果目標あるいは成果実績につきまして、事業目的を踏まえた適切な設定をすべきではないかとしております。それでは、質疑応答に移ります。時間が40分程度ということで限られておりますので、発言は簡潔にお願いします。それでは、お願いします。

○佐藤委員

基本的なところからですが、支給助成金額40万円の根拠は何でしたか。

○雇用均等・児童家庭局

40万円ですが、種々の短時間勤務制度導入に係るコストを見込んでいるわけですが、過去を御覧になっていただきますと、その時々で支給金額、単価が変わってきているところです。その時々での予算の状況とか、執行状況とか、そういったことを勘案して総合的に判断をしたということですが。ちなみに、平成24年度に支給単価を下げたのは、そのときに、それまでのトレンドで件数が大幅に増加をしていたこともあり、そういった増加を見込んだ話とコストとの見合い、全体的な予算総額も勘案して、そこで下げたということですが。

○佐藤委員

40万円は制度の導入に係るコストをある程度カバーするため、54ページにありますように助成金の趣旨というか意義としては、「事業主が短時間勤務制度を導入する際に経済的なインセンティブ」、つまり導入を促進するための制度であるという理解でよろしいのですよね。

○雇用均等・児童家庭局

そうです。

○佐藤委員

ただ、これは現地調査して、ああ、そうだったのだと気が付いたのですが、58ページにも書いているのですが、実際、支給のタイミング、つまり助成金に申請して払われるタイミングですが、現地調査で伺った限りでは、要するに労働局といろいろと相談はするのだとは思っているのですが、一応、支給要件を満たしていて、実際に半年間の実績があつて、その後初めて申請して、受けられるかどうかが決まってくるということなので、これは事業者へ後払いの仕組みですよね。

○雇用均等・児童家庭局

そうです。

○佐藤委員

となると、後払いで40万円をもらう。これはもらって嬉しいのは分かるのです。ただ、導入時に何かそういうサポートをするとか、導入時に経済的なインセンティブを与えるという仕組みにはなっていないのだと思うのですが。

○雇用均等・児童家庭局

そもそもの趣旨からすると、導入支援ということですが、実際に利用実績があつたことを見越して支給する仕組みでやっているのだから、そこはあらかじめ事業主には理解いただいて、御利用いただいていると考えています。

○佐藤委員

そうなるなら、取りあえずやってみて、うまくいったら申請するし、うまくいかなかったら申請しないしで、つまり、あつても、なくても、やるところは一生懸命やるし、うまくいったら40万円もらえるので申請しましょうということになってしまうと思うのですが。

○雇用均等・児童家庭局

現実問題、これまで大企業も含めて支給対象としている中で、大企業は労務管理がしっかりしていることもあり、こういったコストまでわざわざ申請するかどうかという話はあつたかと思えます。実際に大企業の利用が少ないのは、お示し

したとおりです。そういった中で、現場の相談状況を見ると、中小企業にとってこの金額はそれなりに重要だと考えられていると理解しておりますので、実際に申請しようとするときに本当に相談していただいて、支給していただいているということで理解しております。

○永久委員

これは執行率がとても悪くて、例えば一番件数が多かったときでも平成 23 年度の 1,000 件で、平成 25 年度は 642 件で、中小企業は 400 万件ぐらいあるかと思いますが、このペースで行ったら何千年という感じにかかるのではないかと思います。この執行率の低いのをどのように分析されていますか。

○雇用均等・児童家庭局

そもそもとして、おっしゃるとおり中小企業の数に比べて利用が少ないのは、そのとおりだと思っています。ただ、中小企業でも一緒くたにして、どこもかしこも労務管理が弱いということではないと思いますし、当然、こういうことを利用しなくても従業員のために進めていけるということであれば、それは利用しないに越したことはない。ただ、やはりコストであるということで、厳しい状況の中でこういう支援があれば助かるという所が利用していただけていると考えています。ただ、もう 1 つは、執行体制の問題もあるのですが、認知度も含めた形で、労務管理に対する中小企業の問題意識がそこまでいっていない所も多いと思うので、そこは努力義務を進めていただくという趣旨からすると、不十分ではないかというのは御指摘のとおりだと思います。

○永久委員

いやいや、問題意識がないから執行率が低いということですか。

○雇用均等・児童家庭局

中小企業の中には、努力義務だからということで自分たちはやらなくてもいいのであると理解していただくと、そもそもこういった方面の導入支援は多分行われないと思いますので、そのときにはこういった助成金。

○永久委員

でも、インセンティブがインセンティブとして機能していたならば、それを越え、要はそういう人たちに対してやってもらうためにインセンティブを出しているわけでしょう。

○雇用均等・児童家庭局

はい。

○永久委員

インセンティブが効いていないということでしょう。

○雇用均等・児童家庭局

そういう意味では、中小企業の問題意識、取組に差があると思っておりますので、問題意識の高い所からまず導入していただいで、社会全体に広げていくことをやっていければ。

○永久委員

いやいや、問題意識が低くても、インセンティブとしては、これだけもらえるのだったらと考え直す所もあるのではないですか。

○雇用均等・児童家庭局

それはおっしゃるとおりで、金額が多ければ多いほど、そういうインセンティブになるとは思っています。

○永久委員

それと、先ほどの後払いというのがありますが、後払いではやはりインセンティブが低いのではないですか。

○雇用均等・児童家庭局

実際問題として、先に支給をして、きちんと条件を満たさなかった場合には、返還という仕組みをとっているものもあるかと思いますが、そこは進め方の問題だとは思いますが、説明は重複しますが、後払いであることを御理解いただいた上で御利用いただいている。先払いのほうが。

○永久委員

いや、コストなわけだから、コストにかかる費用をもらえたらやろうかという話にもなるかもしれませんが、そうではないわけでしょう。そうしたら、まあいいやというモチベーションは高まらないのではないですか。

○雇用均等・児童家庭局

先払いにしたほうがインセンティブはより高まる面は、否定はできません。ただ、いろいろ手続の問題もありますし、全体的な仕組みの中の御理解で、いずれにしても、きちんと導入していただければもらえるわけですから、そこは今まで御理解の上で運用させていただいたわけです。

○永久委員

いや、最初にももらえるのと後でももらえるのでは、随分違うと思います。もう1つ、これはどのぐらい続けて、どれだけ累計として件数が行ったら、やめるつもりですか。

○雇用均等・児童家庭局

御指摘でいえば中小企業の数是非常に多いということですので、当然、これは累積でそういった制度の導入企業がだんだん増えていくということで、単年度の数をごんごん加算していくことで広がっていくと考えております。そういう意味で努力義務という中でやっておりますので、一定程度広がりがというときに、数字はまだ考えていません。

○永久委員

要は、いつやめるかは決めていないということですね。

○雇用均等・児童家庭局

現時点においてはそうです。

○永久委員

例えば、女性の活躍する場をもっともっとというのは、とても共鳴できるというか、やるべき仕事だと思いますが、なぜ、これに対してだけお金のインセンティブを付けるのですか。

○雇用均等・児童家庭局

別途、あらかじめ御説明いただいたときに、助成金について何種類かあるということで資料を提出させていただいております。

○永久委員

フレックスとか、そういうのもお金は出すのですか。

○雇用均等・児童家庭局

フレックスは、今、対象になっていないです。かつて対象にしていたときに、利用状況が悪かったので外した経緯があります。

○永久委員

やはり悪かったのでしょうか。

○雇用均等・児童家庭局

ただ、時代が進んでいく中で柔軟な働き方が進んでいるので、かつて利用されていなかったからといって、同じとは限らないとは思っていますが、そういう意味ではこれまで育児休業の取得に対する助成金とか、事業所内保育施設に対する助成金とか、そういうことも同時にやってきたということです。

○永久委員

取りあえずいいです。

○佐藤委員

これは今日の初回の公的年金等の事業に少し近いかと思っているのは、もともと問題意識があって、ちゃんとやろうという事業者の方は、このような 40 万円が無くても、恐らくきちんとやるでしょうと。ただ、この事業がもし本当に有効なのだとなれば、本当にある程度お金を付けないとなかなか動いてくれない事業者でしょうねとなると、次の最初の質問は、40 万円は本当にこれで十分かと。もちろん、ばらまきはいけないというのは、そのとおりなので、それはこういう就業規則を入れるとか、短時間労働を促進するのはなかなか難しい事務所、例えば零細であるとか、もともと就業規則が無い事業体とかに対象を絞って、かつ、手厚く配るのは、1つのやり方だと思うのです。それは1つ目です。

あと、後払いは、私も現地調査して気になりました。というのは、申請して、半年間実績を積んで、うまく行けばもらえるというのだったら、それなら、ああ、そうですねと、後払いで何とか分かるのですが、これは私が理解する限り、全部が終わってから申請していますよね。つまり、実際、半年間の短時間勤務の実績があって申請して、いいですね、駄目でしたねという判断ですよね。そうすると、申請したときには、全部結果が出てしまっているのだから、果たしてこれがインセンティブとして働くのかということも、金額的にもそうだし、タイミング的にもかなり疑問にならざるを得ない。執行率が低いということも、実はここにあるのだと思うのですが。

○雇用均等・児童家庭局

金額的な話としては、金額は高ければ高いほどインセンティブとして効果があるという話。それから、これまでは 2 人目、3 人目という形で出していたわけですが、これは中小企業に限定するというので、そういった数がそれほど多くはないこともあるので、今回の見直し案ということであれば、70 万円に引き上げる形で 1 回にすれば、インセンティブとして中小企業ということにより効果があるのだろうと考えております。

あと、先払いか後払いかについては、適正にこの助成金に沿って制度を作っていていただいて運用していただくことの担保の仕方の問題と、あとは、その確認等のコスト、返還なども手続的には必要となる場合があるので、そういったこととの見合いであると考えております。

○水上委員

まず確認したいのですが、パワーポイントで 60 ページの「事業実績」で、例えば平成 24 年度の金額を見ると、小規模が 3.5 億円、中規模が 0.3 億円、大規模が 0.1 億円になっているのですが、平成 23 年度の金額を教えてください。もう 1 つ、平成 25 年度をこの区分けにしたら幾らになるか教えてください。小規模、中規模、大規模に分けたら、どうなるか。

○雇用均等・児童家庭局

平成 23 年度は、今、確認をしています。平成 24 年度、平成 25 年度については、ここは中小企業の取り方を変えたので。

○水上委員

なぜ変えたのですか。

○雇用均等・児童家庭局

それまでは規模だけで整理をしていたのですが、これは助成金全体の見直しとして中小企業の定義、これが中小企業基本法に基づく資本金と規模のセットということで、助成金全体を見直すタイミングがあったので、そこにそろえたという形で変えましたので、1 対 1 の関係になっていないのは御容赦いただければと思います。

○水上委員

平成 23 年度はすぐ出るのでしょうかから、平成 23 年度をまず教えていただきたいのですが、絞り込んでいるのかどうかを確認したいのです。つまり、中小企業に絞り込んだと言っているのですが、それが小規模プラス相当程度の中規模だとすると、小規模に絞り込んだのは分かるのですが、ここでいきなり枠組みが変わったから、絞り込んでいるのか、広げているのか、分からないですよね。そうなので、中小企業に絞り込んだというのは、絞り込んでいるのかどうかをまず確認したいのですが、そこはどのようなだろう。

なぜ、そのようなことを言っているかというのと、私はこの時間軸の整理を見ると、義務化に伴って小規模事業主が劇的に使わなくなったのではないかと疑っているのです。結果として、割合的に言うと、むしろ中規模事業主のほうが使うようになって、小規模事業主は実はものすごく使っていないのではないかと疑っているのですが、そういう事実はありませんか。

○雇用均等・児童家庭局

認識としては、努力義務の義務化に伴ってもやはり小規模の所が多いという認識をしています。ちなみに、平成 23 年度の実績で申し上げますと、件数は、1 人目では小規模が 702 件、中規模が 69 件、大規模が 26 件です。2 人目が、ばらばらで恐縮ですが、小規模 96 件、中規模 58 件、大規模 51 件という数字になっています。

○水上委員

金額を聞きたいのです。

○雇用均等・児童家庭局

金額は、今、計算しています。申し訳ありません。

○水上委員

金額を聞いていたのだけれども、金額は分かったら教えてください。その上で、基本的に義務化になったことによって、小規模事業主はすごく使うインセンティブが落ちているのではないかと危惧しているのです。というのは、劇的に利用実績が減っているから。もともと小規模事業主が主なユーザーだったから、全体の実績が減っているということは、小規模がものすごく使わなくなっているのではないかと危惧しているのですが、それは今の見直し計画で劇的に使うようになるのですかね。

○雇用均等・児童家庭局

確かに平成 24 年度から平成 25 年度に中小企業が下がったことについては、これは全体的な話としては、先ほど申し上げた義務化による駆込みとその反動で少し段差があると考えています。そういった中で今回の見直しは、もともと大企業の利用が少なかったこともそうですが、需要はあると思っております。特に、中小企業については、冒頭に説明申し上げたとおり、次世代育成支援対策推進法の改正で更にこういった分野の取組を進めていくことも含めて、利用が出ると考えております。

○水上委員

数字が出たら教えてほしいのですが、数字が出るまでの間に別のことを 1 点聞きます。私自身は女性がどんどん社会進出していくことも賛成だし、女性が働きやすい制度がどんどんできていくことにも賛成ですが、では、具体的にいうと、この事業によって、何件ぐらいこういう仕組みをつくっている事業者を何年間でつくる予定ですか。

○雇用均等・児童家庭局

今おっしゃった、何件、何年間というのは。

○水上委員

つまり、目標として、例えば平成 30 年の時点では、トータルで何件ぐらいがこの仕組みによって、こういう女性に働きやすい時短等の制度を中小企業で入れていて、それは毎年ベースで言うと、何パーセントの伸び率でどうなっていくという、中期的な計画を教えてください。

○雇用均等・児童家庭局

短時間勤務そのものではないのですが、トータルとして 2020 年の女性の第 1 子出産前後の継続就業率は、今は 38%を 55%に上げる目標数値を作っております、それに資する方策の 1 つであるということで、すみません、これは単独で

ということではないのですが。

○水上委員

具体的に 38%を 55%にするために、国家予算を幾ら使ってそれを実現しようとしているのですか。

○雇用均等・児童家庭局

一般的に予算額を幾らということについては、単年度、毎年毎年、要求していくことになるので、中期的な見通しは持っておりません。

○水上委員

ちょっと待ってください。だって、まず 2020 年の計画だから、それほどべらぼうに先のことではないですよ。

○雇用均等・児童家庭局

はい。

○水上委員

そうすると、ある程度ブレークダウンしないと実現できないではないですか。実現するための方法は、義務化するか、補助をつくるか、基本的には2つでしょう。

○雇用均等・児童家庭局

はい。

○水上委員

とすると、補助でやるとしたら、幾らかかるのですかと。補助でやりきれないとしたら、どこかで義務化しなくてはいけなくて、本気で実現するおつもりがあるのだったら、何かその説明がないと、取りあえずお茶を濁しているのではないですかと言われてしまうと思うのだけれども。

○雇用均等・児童家庭局

いろいろな政策を総動員してやることなので、例えば先ほど申し上げた次世代育成支援対策推進法の見直し強化も含めますし、あとは、育児・介護休業法を来年度から見直しを、これは前回の法改正の5年後の検討規定に基づくものですが、そうしていく中で、どういう形で育児休業制度、あるいは短時間勤務制度などのおっしゃる規制、努力義務を含めて強化していくかは、その中で議論していくので、そういった法規制の話とインセンティブと、そういったものを合わせてやっていきたいと考えています。

○水上委員

1 点聞きたいのですが、この事業とは無関係に、今、全然、仕分けみたいな、行政事業レビューにかかっていない別の事業で、何か切り札みたいな事業があるという話ですか。つまり、この事業を何十年やっても何百年やっても、この目標は全然達成されないですよ。だって、もともと現時点で 600 件とかしか使われていないわけだから、これが倍になったところで 1,200 件でしょう。3 倍になっても 1,800 件ですよ。そうだとすると、目標達成の間でほとんど寄与は無いですよ。そうだとすると、何かこれとは違う別の事業でほとんど実現する予定があって、これはおまけなのですよというのだったら、分からなくはないのですが、そういうことですか。

○雇用均等・児童家庭局

合せ技と申し上げたのは、基本的には継続就業、仕事と子育てと両立支援できる環境整備を図ることと、別途、これは「子ども・子育て支援新制度」等です。やっている保育の機会の確保、そういったことも継続就業に資するわけですから、そういったことも全体的に見たときに、不本意で離職をしないで済む仕組みをつくっていくと考えています。ということで、個々にそれぞれの寄与度というか役割分担までは弾けないのですが、そういったことも含めて、新制度もこれまでに以上にきちんと消費税財源を基に保育の機会をしっかりと確保していくことになりまし、あと、「待機児童解消加速化プラン」も、前倒しで 40 万円の保育の機会を確保することもあるので、そういったことも含めて継続就業を進めたい。

○水上委員

今の厚労省が考えられている政策によって、2020 年の時点では 55%は実現できそうだと、今、ここで全部の事業を説明することはできないけれども、合せ技だったらできるはずだ、ということをおっしゃっているということですか。

○雇用均等・児童家庭局

必ずできるということではないですが、政府目標としてしっかり閣議決定されておりまして。

○水上委員

目標で閣議決定されているのは誰でも知っているのだけれども、閣議決定された以上は、できるのか、できないのかを教えてください。

○雇用均等・児童家庭局

それに向けて全力で頑張っていくということです。

○水上委員

ここからは意見です。もし合せ技一本で全体として 55%になる計画ができて

いるのだとすると、この事業をやめても多分実現できるということなのです。なぜかと言うと、この事業は全く寄与度がないから。

逆に、この事業を含めて、この事業はとても重要な位置付けをもっているという話だとすると、55%は絶対実現できないということなのです。基本的にはそうなります。なぜなら、この事業は、現時点で年間1,000件しか増えない事業で、率を上げるほどの寄与をすることは到底考えられない事業なので、ということです。だから、どちらにしても、この事業と目標との間で関係がないのではないですか。私は、55%に上げるという目標自体は全面的に賛成ですが、ただ、この指標は目標との間で関係がないのではないかという問題意識をもっています。

○永久委員

企業の立場からすると、もちろん短時間労働を採用したいわけですよ。やはり従業員の方々の社会福祉を考え、特に子育て世代というのはそういうことにしたいわけですが、企業経営の立場になると、なかなかそう簡単にもいかなくて、企業の中に短時間労働ができるような労働環境がないといけません。大企業でしたら、部署を異動することによってそれが可能な所もあるだろうと。小さくなればなるほどそうした異動は難しいですから、やはり短時間労働は困るみたいな状況があるのだらうと思うのです。そのような中で、インセンティブを出せと。それで、例えば、インセンティブが高ければ導入するかもしれないけれども、それを義務付けられたら、では、どういうことが起きるかということ、そういう人たちは採用しないとか、あるいはパートとか派遣の方々に代用するとか、そういうようなことにどんどんなっていってしまい、現実的に効果として、取り分け子育て支援とかそういうものにならなくなってしまっているのではないかと。あるいは、そうした意味では、逆にパラドックスみたいな感じで女性の活躍の場がどんどん退行してしまうような形になるかもしれない。ですから、ものすごく面倒くさい話で、40万円やそこら出されてもそう簡単に、この制度いいですねとして導入するというのは進まないと思うのです。ですから、執行率が余り高くないと思うのです。意見です。

○横田委員

頂いた資料の中の、事業所規模別の短時間勤務制度への措置の取組状況について、数字の確認です。30名以下の企業も、普通に短時間勤務の制度を導入しているのは50%以上あるにもかかわらず、3歳から就学前の所は、大手企業に比べて圧倒的に低いと。何が言いたいかというと、小規模事業主にとって、このインセンティブをやる必要はまだあるのではないかと考えています。ただ、先ほどからも、インパクトが薄いというのはおっしゃるとおりだとは思いますが、先日、現地調査をさせていただきましたが、正直、実態として非常に驚いたのが、審査する側が、もともと少ない申請案件を半分も不受理していると。それは、小規模事業主の運用実態に合っていない、これから小規模事業主にもっとやってほしいのか、やってほしくないのかがちっと分からない運用になっていたとい

うのが非常に問題であると。中小企業の事業主が申請したくなくなるのは当然であると思いました。

70万円に増額する以外で、運用形態であるとか、具体的に平成26年度の2,700件の受理を目標としているみたいな、目標達成のための抜本的な施策みたいなものが取れているのかお伺いしたいと思います。

○雇用均等・児童家庭局

先ほど水上先生から御質問があった数字について最初に申し上げておきます。平成23年度については、小規模で5.4億円、中規模で0.9億円、大規模で0.5億円というのが、平成23年度の規模別の支給実績です。どうも失礼いたしました。

○水上委員

ありがとうございます。

○雇用均等・児童家庭局

それから、今、御意見を頂いた話として、こういう制度を導入するに当たっては、しっかり要件を守っていただいているかどうかということ、それは裏を返せば、どうしてもこういうものに付き物である不正受給みたいなことに神経質にならざるを得ない面もあるのですが、おっしゃるとおり、中小零細企業ということの実態を考えたときに、あらかじめしっかりアドバイスをすることも含めて、不十分であった実態かなと思っています。ちなみに、この前は東京の話でしたが、全国でいくつか聞いてみたところでは、不支給についてはそれほど高くなって、1割ぐらいの労働局もありましたので、そういう意味では、全体としては3、4割ということには必ずしもないのだと思います。ただ、いずれにしても、そういう数字ということを踏まえたときに、おっしゃるとおり、やる気がある中小企業に対する支援をするという趣旨からすると、事前のアドバイスも含めて改善しなければいけない点はあると考えております。そういう中で、この支給件数を増やしていきたいというのは、これは導入支援になるからということなので、そういう趣旨でいろいろ制度については改善したいと考えています。

○井出委員

今の横田先生と少し話がかぶります。実は、ここの資料の中には支給件数という形で出てきているのですが、先ほどの現地の調査に行くと、申請数はもっと多いのだと。ですから、そういう意味では、目標まで届くかどうかというのは別として、本来は申請したい、しようという意思のある所はもっとあるのだということが調査で分かりました。

「見直し策」の所で、1つは、目に見える形では40万円から70万円にする、これがどれほどインセンティブを与えるかは、私はある意味楽しみにしたいと思っています。ただ、まだできることがあるのではないかという気もしていて、中

小企業事業主に集中化するという、では、その措置は国として部局としては具体的にどうしていくのか。先ほど、「認知度が」という絡みの中で、これは省とか労働局とか、そういう所だけでできなければ、本当に中小企業に特化したいというのであれば、会議所とか商工会とか、そういった基本、中小を支えているような所に、何かこちらができること、いわゆる申請を増やすとか、その1つの手立ての中で、そうした所に協力していただいたりする何かがないのか等々ですとか。例えば、先ほどから議論に出ている、申請してからある時期がたって後払いだということも、やはり一度立ち止まって。前払いがいいかどうか私にもまだ判断できませんが、今、御意見に出たことは、今の事業を見直す中で、やはり検討に一度挙げてみたほうがいいのではないかという気がしています。意見です。

○栗原委員

今までの御指摘と重なるところはありますが、私も、支給が低くなってきている要因の1つに、金額が少なくて、この金額だと結果としてのごほうびにはなりません。この制度があるから新しく社内で制度を整えて、かつ利用実績を出そうという、そういう動機付けになるようなインセンティブにならなくなってしまったのではないかと思いますので、やはり動機付けになるようなインセンティブをきちんと作るべきではないかと思えます。そういう意味では、大企業などはいくら制度がなくてもできるのであれば、今、制度がないとか、あるいは3歳までという企業が多い中小企業に特化して、かつ、その人たちがこの制度があるからやろうという動機付けになるような制度に是非していただきたいと思えます。

2点目に、実態で見ると、不支給の割合が多いというのは本当に驚きました。ほかの地域では必ずしもそうではないということなのですが、理由の中に、法定の6時間を8割以上毎月満たしてはいてはいけなくて、これは、毎月ではなくて、全体の6か月で8割以上を毎月満たしていればまた変わってくるというところがありましたので、そこを本当に毎月にしていく必要があるのかどうかというところは、この支給制度ではなく育児休業法の短時間勤務そのものの問題かもしれませんが、その辺についても見直す必要があるかどうかを御検討いただくのも有効なのではないかと思えます。

あと、3点目に、これは少し全体的な感想ですが、やはり、この制度だけで継続就労ができるというわけではないと思えます。もちろん、合せ技で整備していくことが重要で、逆に言うと、この制度だけで何か結果を出すというような考え方でないほうが良いと思えました。

○行政改革推進室長

すみません、議論の途中ですが、コメントシートの記入を進めていただくようお願いします。記入が終わりましたら担当者が回収に伺いますので、よろしくをお願いします。

○雇用均等・児童家庭局

いろいろ御意見を頂いたところでございます。それぞれ今の要件にしているというのはそれなりに理由があるわけです。例えば、半年間ということであれば、一時的に労働者が時間の融通がきかないという状況に陥るのはどうかという議論等もありますが、今、御指摘いただいたような件については見直す余地があると思っておりますので、全般的にもう1回検討をさせていただければと思っております。

それから、あと、おっしゃるとおり、これだけということではないのは先ほどから申し上げているとおりで、多分、企業によって、人によっていろいろなニーズがあるわけですので、そのいろいろなニーズをきちんと受け止めた形で、全体的に、世の中の両立支援の仕組みが整っていくような、そういう制度設計というのは常にいろいろなことで考えていきたいと思っております。先ほどから、全体的にどういう絵を描くのが足りないという御指摘もいただきましたが、そういうこともしっかり考えていきたいと思っております。

先ほど、永久先生から御指摘があった点についても、こういう労務管理については、やはり企業の経営という話と社会全体の話と、場合によってはぶつかる話があるわけですので、そういうときに、外部選任効果をどう考えるかも含めて考えていかなければいけない。そういう中で、どこまで義務化するか、どこから努力義務というのは、これはもう労使でその時代時代に合った形でどこまで制度化していかというところで決めてきた話なので、努力義務のところは社会的に望ましいけれど、現状を踏まえてまだ義務化できないというところ、それを少しずつ進めていくためのツールであるとは思っています。ちょっと量的な厳しい御指摘もある中で、そういうところを進めていくためのツールとして、是非活用していただければ有り難いということでございます。

○永久委員

先ほど、委員のほうからお話があったように、ミックスするというのはとても重要です。自分のところの会社ですと、半分以上が女性なわけで、それで考えると、やはりどういうふうにしてやっているかという、もちろん短時間勤務とかフレックスとか様々な制度を使いながら、それと同時に、いかに安心して子供を預けられるかが重要なのです。ですから、そこが預かってくれたら長い時間も働けるときもあれば、そうではなくて、今日早く帰るみたいなそういうことを、しかもチームでそれをいかに運用していくかというのがあります。なかなか簡単にはいかないけれども、そういうミックスをすることによって、きっちり働くという意味とその実情がマッチするということが可能になってくると思うのです。そのようなときに、40万円は要らないのではないかという気もするわけです。ですから、ミックスした政策をうまく活用できるようにしていけば、別にこのインセンティブがなくても、どんどん実態として女性が活躍できる、これは別に女性に限った話ではなくて男性もそうなのでしょうが、活躍できる勤務形態というのは可能だろうと。

あと、ここには出ていませんが、例えばテレワークとか。テレワークをやれや

れと言うのだけれども、かなり難しい労務管理をしないとできないという実情もありますよね。ですから、そういうところの緩和みたいなものによって、もっと働き方はフレキシブルになっていくのだらうと思います。ですから、40万円ここだけでインセンティブで進めようとしているのが、何かものすごくこの部分だけみみっちい、みみっちいという言葉を書いたら失礼ですね、余り効果、影響がないような小さいところだけで攻めているような気がして仕方無いのです。

○水上委員

厳しいことばかり言ってもあれなので、私の意見を若干申し上げたいのです。私自身は、今の事業の建付けだと余りに効果が小さくて正直焼け石に水だと思っています。一方で、国家として数値目標を掲げた以上は、できたらいいねとか、労使の問題だよねというのは若干無責任で、それに向けて全ての政策を動員しないと無責任だと思うのです。

そう考えたときに、今、努力義務になっている短時間勤務とか育児休業とか何とかというのを、例えば2018年の時点で義務化することを予告すると。それで、2018年からはもう義務ですよと予告をして、それまでの間に先行的に制度を作るというところについては、2018年までの時限的な補助事業として一定の補助を出しますよと。つまり、どんどん早くやってくださいと、2018年にぎりぎりやるのではなくて、今からやってくださいと。ただし、2018年になったらどうせ義務になるのだから、補助がもらえるうちにやってくださいという補助事業にすると劇的に多分やる人が増えると思います。なぜなら、どうせ義務になるから。そうすると、多分、1件当たり40万円も出す必要がなくて、なぜなら、どうせ義務になるから。ただ、ものすごく件数は増えて、トータルの国家予算はたくさん使うことになるかもしれませんが、ただ目標は達成に近づくとと思います。別に、私はお金をけちっているわけではないのです。政策を実現できるのでしたら、ある程度お金を使ってもそれはいいと思っているのです。今の状態だと焼け石に水なので、そこはきちんと義務と組み合わせるような形で、きちんと政策目標を達成できる建付けにして御提案いただくと、私は十分に事業として成立すると思いますが、ただ、今の枠組みは1回リセットしないと、これは全く焼け石に水なのではないかというのが私の意見です。

○横田委員

今もおっしゃるとおりだと思うのです。両立支援の助成金というのは結構いろいろな事業をやられていますね。先ほどから、そこら辺は、組合せで分かりやすく周知されているのかとか、そもそも読み込むことだけが大変で、申請もしづらみみたいな状況があるのではないかと思うのです。すみません、ふわっとした質問ですが、そこはいかがお考えでしょうか。お役所の方は、結構簡単に、代替要員がとか何とかがおっしゃいますが、こちらからするとちんぷんかんぷんなお言葉が多いのですが。

○雇用均等・児童家庭局

全体的に、利用促進ということでやってはきているのですが、ちょっと伺って反省するということ言えば、しっかり制度を守っていただくことをやっていくということからして、説明が少し足りなかったのではないかと、あと、ややもすれば、新たに作った助成金のことを集中的にピーアールして、きちんと運用はしているのですが、既存のものというのが少し後回しにという傾向は多分あると思います。実際には、労働局レベルで、助成金に対する企業向けの説明会というのは頻繁に開かせていただいているのですが、おっしゃるとおり、先ほどもありましたが、事業主団体をもっとうまく活用したらいいのではないかとということも含めて、制度を知っていただくことと、あと、中身を分かりやすくしていくこと、これは大きな課題だと認識しているので、改善していきたいと考えております。

○横田委員

もう1つです。説明会はされているということなのですが、それは個別事業の説明をされているのか、両立支援全体の中で、こういうときはこれを使えるよという、言わばメニューを上手にいくつも組み合わせたらいいよみたいな、そういう説明会になっているのでしょうか。

○雇用均等・児童家庭局

現実問題としては、新しい制度ができました、これを有効活用してくださいという形で、制度についての説明ということなので、使い方のノウハウとか、そういうことについては今まで弱かったと思います。そこはもう率直にそうだと考えています。

○佐藤委員

一般論ですが、まずは、複数の政策、1つの短時間勤務の促進であれ、あるいは、女性一般の、より高い次元で女性就労の支援であれ、それに対して複数の政策手段があるときに、合せ技だからといって、別に個々の事業の効果を検証しなくていいわけではなくて、むしろ、返って厳しくて、やるかやらないかではなくて、ほかの事業に比べて効果的かどうか本来検証されなくてはいけないのです。ですから、こちらも本当はこの助成金だけ取り上げてどうこうと言っているわけではなくて、先ほどの義務化もそうですが、ほかの手段と比べてこれほどの程度の効果があるかということ、そこが今問われているのだと思うのです。私は多分、現地調査のときにも伺ったと思うのですが、基本的には継続就業以外は短時間勤務が続いているかどうかというフォローアップは別にされていないのですよね。

○雇用均等・児童家庭局

基本的には、一度制度導入されたものをまたやめるみたいな、これは不利益変

更というようなことになるので、それは基本的には想定していないということで、実際に、雇用実績、一定程度の実績、それから継続就業の実績ということで、これはフォローアップというふうに考えてきました。

○佐藤委員

だとすると、一番大事なのは、この事業にとっての肝は就業規則をきちんと作ってもらうということですよ。だとすれば、別にここの部分は助成金というよりノウハウの問題。これはきちんと事業主のアンケート調査をしたほうがいいと思うのです。これは、お金をあげるかどうかの問題以上に、就業規則を作るノウハウの問題であるとなると、むしろコンサル業務で、単に労働局が相談に乗ってあげるとか、社労士を紹介してあげるとか、先ほど言った義務化というのと合わせてやる。要するに、義務化でもし厳しくなれば、当然そういう形で、むしろ助成金を使わないやり方というのもあるとは思いますが。

○雇用均等・児童家庭局

おっしゃるとおり、ノウハウ面が弱いというのはそのとおりだと思います。そういう意味で、追加で資料を提出させていただいた中で、今日はちょっと時間がなくて割愛させていただきますが、中小企業のために、「育休復帰支援プラン」というのを今年度から実はスタートしようとしていて、それは、正におっしゃるとおり、ノウハウというのを合わせて。そのときには、いろいろな各種助成金も活用できるということで一緒に利用促進もしていきたいと思っておりますので、そういう合せ技も考えていけば効果的になるのかと考えております。

○行政改革推進室長

ほかに御意見ございますか。

○水上委員

私自身の意見は、ある意味先ほど話してしまいましたが、一応、事業の理解という意味で、若干お聞きしたいのです。この事業自体は時短について支援をしていて、今後については、時短だけではなくて所定外労働制限というのも範囲に入れようという話だったと思うのですが、もともと時短だけを対象にしていたのは、ほかの選択肢と比べて時短を入れてもらうのが一番効果がある、あるいは意義があるというふうに考えていたから、まず時短だけを選んでいくということになるのですか。

○雇用均等・児童家庭局

そうですね。努力義務にしていた部分ですので、そこは、先ほど申し上げたとおり、制度化、義務化するというところまではまだ関係者とコンセンサスが得られていない中で、社会的に望ましいということで努力義務ですので、そこを進めていくという。

○水上委員

そういう話ではなくて、努力義務になっているものは4つありますね、育児休業とか所定外労働時間の制限とかある中で、本事業が過去において、短時間勤務制度だけを支援対象にしていたのは、ほかの選択肢と比べて短時間勤務制度がより素晴らしいとか優れていると、是非、国として推奨したいということだったのですか。

○雇用均等・児童家庭局

かつて、もう少しメニューが多くあったときに、これが圧倒的に使われていたからということですか。

○水上委員

ニーズが多かったということですか。

○雇用均等・児童家庭局

はい。

○水上委員

それに対して所定外労働制限を加えるのは何で加えるのですか。ニーズは圧倒的に短時間勤務が多かったと言うのであれば、逆に何で増やすのですか。

○雇用均等・児童家庭局

実際に、過去使われなかったからと言って今使われないと限らないというふうに申し上げたのですが、いろいろな調査を見ると、やはり働く側のニーズとして、時短もそうなのですが、残業のない働き方というのも高いので、それが現実にまだまだ達成されていないということ言えば、これも努力義務にされている部分ですので、やはり同様の効果があると考えたからです。

○水上委員

それは、②とか④とかを入れないのは逆にどういう理由になるのですか。逆に、時短と所定外労働の制限の2つを選んで残りの2つを入れない理由は何かあるのですか。

○雇用均等・児童家庭局

それについては、ニーズ的にも、64ページにあるとおり、この2者は圧倒的に高いという話が最大の要因ということですか。

○水上委員

では、基本的には、労働者のニーズが高いからこの2つが優先だと。

○雇用均等・児童家庭局

継続就業に有効であると考えています。

○水上委員

継続就業への有効性は高いということですかね、なるほど。ちなみに、短時間勤務と所定外労働で、効果の違いを認めて補助の仕方を変えるみたいなことは検討されたのですか。例えば、短時間勤務の制度と所定外労働だと補助の金額を変えるみたいなことというのは検討されたのですか。

○雇用均等・児童家庭局

現時点では検討しておりません。

○水上委員

同じだけ効果があると考えているからということなのですか。

○雇用均等・児童家庭局

はい。

○水上委員

なるほど。

○雇用均等・児童家庭局

それから、育児休業については、これは、法定を上回るころの努力義務であって、育児休業について今いろいろ議論があって、余り長く取り過ぎるとキャリアアダウン、キャリアブレイクという話もありますし、ここは多様な選択肢という中に、育児休業を長く、長くということについていろいろな議論があることを踏まえて、あえてそこまで対象に入れないということもあります。

○水上委員

なるほど、分かりました。先ほどの意見に1つ付け加えると、今みたいな分析結果というのは、今後、義務化を考えられる際には非常に有効だと思います。つまり、育児休業を法定義務以上にやるということは、プラスもマイナスもあるのだとすると、義務化の順番としては、では、時短と所定外労働の制限から義務化しようかみたいな話は非常に、そういう意味でノウハウをためたという効果はこの事業には一定の効果はあると思いますから、これを機に、十分にリセットして効果の上がる事業にきちんとしていただいたらというのが私の意見です。

○栗原委員

意見です。やはり、この制度で導入しようとしているのは、正に時短の制度を

社内に導入しようということと、それから実績を出すということをもってやっていると思うのです。単に制度を導入したというだけではなくて、一人でも実績化が出ると社内の雰囲気も変わりますし、そういう意味で、そこをもって支給しているということについては意味が引き続きあると思います。

もう一方で、制度を導入するということ自体に結構ハードルがあって、そこをクリアするということについても、特に中小企業においてはなかなかノウハウもないし非常に面倒くさいみたいな形でやっていて、ただ、その制度が導入されるかどうか、そういう就業規則に入るかどうかはものすごく大きいのです。やはり、そこを乗り越えるために、少しでもソフト面での、これは経済的なインセンティブですが、ソフト面でのサポートも必要だと思っていて、先ほどどなたかがおっしゃられていましたが、そういうものを作るような支援というものもあっていいのではないかと。例えば、社労士とか、あるいは、この制度だけではないほかのいろいろな規定を社内に導入しようというときの、外部のいろいろなサポートをする方を充実させていくことを、横でソフト面としてやっていただけるとより効果が上がるのではないかと思います。

○行政改革推進室長

それでは、皆様まだ御意見があるかと思いますが、時間になりましたので、取りまとめをお願いいたします。

○井出委員

それでは、取りまとめについて、集計結果等を発表させていただきます。「廃止」が3名、「事業全体の抜本的な改善」が1名、「事業内容の一部改善」が2名となりました。各委員からは、「助成金の効果分析が不十分である」、「支給要件の見直し、申請手続の簡素化が必要である」こと、「今後の事業展開についてより精査が必要である」、「助成金を廃止することとした上で義務化する方向で再構築すべきである」などのコメントがございました。

それでは、私から評価結果及び取りまとめのコメント案を提示させていただきます。ただいまの集計結果から、当該事業の評価結果としては、「事業全体の抜本的改善」が妥当であると考えられます。取りまとめコメント案としては、廃止すべきとの御意見があったことも踏まえつつ、「中小企業事業主への集中化、初期支援の強化等にとどまることなく、より効果的な助成金となるよう利用実態を踏まえた支給基準、支給要件の見直し、今後の事業展開の十分な精査など、抜本的に在り方を見直すことが必要である」とさせていただきます。各委員から、また御意見をお伺いしたいと思います。

○水上委員

私自身の意見は、全面的にリセットをして、きちんと効果が上がる事業にしていくべきだという考え方です。それについて、抜本的見直しという結論にすると、ある意味、今の取りまとめみたいになってしまうから、まずいのではないかと

うふうには私は基本的に考えています。つまり、単に、支給要件を見直すとかそういうレベルではなくて、これはもう義務化というものをするならするで、それを前提に、1 から全く考え直す必要があって、単に、もう少し実態に合わせて変えましょうという話だと、焼け石に水なのが、焼け石に水の量が 50mL から 53mL になったというレベルにすぎないのです。

私は、本当にこの事業を実現していただきたいのです。女性の社会進出は是非実現していただきたいので、それは、単に言葉面で抜本的に見直しましたという話ではなくて、完全にリセットをして、成果の上がる事業にするという形にしていきたいので、ここは、少なくとも抜本的見直しで、今の取りまとめ内容だと私はそうならないと思うので、廃止にさせていただくか、あるいは、抜本的見直しの中のコメントとして、義務化を含めて全面的に事業構造を見直し、成果が国の目標に向けて着実に前進していく仕組みに改める必要があるということは、言っていただくか、いずれかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井出委員

まずお伺いして、ほかには御意見いかがでしょうか。

○永久委員

全面的に賛成で、私も廃止に投票しましたが、気持ちは水上さんと同じで、これによって、子育ての支援とか、女性の活躍の場がもっと増えたらいいと思うのです。この枠組みでやっていると余りにも効果が期待できないということなので、そこでもう少しある意味拡大し、インセンティブを拡大しろという意味ではないですが、政策的にどういうふうな事業をやったらいいのかということをもう少し幅広に考えながら、この支援というものが有効に機能するようにしていくべきなのだろうと思います。これを抜本的改革という表現にするよりも、1 回リセットするという意味で、廃止で再検討すべきではないかなと。取り分け、この4つの措置よりも、現場を見ていますと、むしろ、いかに子供を預けられる場所があるか、それがあって初めてこの4つぐらいがワークするのであって、そうした総合的な観点から、やはり建付けを変えていただきたいという意味です。

○佐藤委員

支給要件を厳格化、重点化するというのは、今のままだと単に申請書類の項目が増えるだけで。私は現場で労働局の話を聞いていると、やはり、この執行体制に少し難がありかなという気がするのです。申請主義で、書類を見て、それで字面が合っていればオーケーで、それがなければ駄目で。やはり、申請する側から見れば、先ほど言ったとおり、基準が余り厳格過ぎると現場に合わないしという話になるし。これは国がやると決めたのですから、国がもっと主導的に乗り込んで行くしかなくて、義務化だ何だはもう制度の建付けそのものに関わりますが、それも含めて、時短を促すのであれば、それは一体何が一番いい方法なのかということ、それは助成金なのか。先ほど言われた、もし就業規則が大事なのであれ

ば、私はむしろいろいろなコンサル業務であるとか、そういう支援だと思わないのです。やはり、執行の部分も含めてかなり見直さないと、何か焼け石に水ではなくて、穴の空いたバケツにお金をいくら入れても何か効果が出ないままジャージャー流れていくだけという感じがするのですが。

○井出委員

ほかにはいかがでしょうか。では、私からです。私は、廃止というより改善方向だと思っています。どこまで改善するか云々というのはまだ分からないのですが、実は今、廃止をすべきという方の中に貴重な意見がたくさんあって、場合によると、本当にこの事業の在り方自体を今考えなければいけないという時期にきているように思います。

細かいところは、先ほど佐藤先生からもありましたけれど、お金の問題なのか、あるいは、そういう就業規則を作らせていく執行の体制にやはり論点があるのか。あるいは、水上先生がおっしゃっていた、これはもう時限的だというような意識を本当にもってやるかどうかということも、ここで廃止だという意思決定をするのではなくて、一度局にお返しをして、この事業の在り方、先ほどもありましたが、いくつか複数の政策が走っているので、ほかとも比べていただいて、本当にどうなのかということを含めて、つまり、大変怒られてしまいますが、廃止覚悟で、いわゆる抜本的に改善策とか在り方を考えていただくということが、今は必要なのではないか。何かまた、いろいろなことを一度お戻しして、お考えいただきたいというのが、私の今回の自分なりの結論です。

○水上委員

今、井出先生におっしゃっていただいて、取りまとめは井出先生ですから、最終的には取りまとめの御判断で私は構わないと思うのです。そこに当たっては、やはり、少なくとも、結果として抜本の見直しにされるのであれば、国としての目標達成に向けて、現実に結果を出すために、全ての選択肢を含めゼロベースで見直すべきである、という表現の抜本の見直しであるべきで、単に、支給要件を厳格化するというような抜本の見直しではないと思うのです。結論において、井出先生が今のような取りまとめ、まずは、説明者がもう1回全面的に考え直すことが行政の責任だというお考えについては、私もおっしゃるとおりかと思いますが、そこについては、取りまとめの内容としては、やはり、ゼロベースで見直すという形で。それも、行政目的の達成のために、現実に成果が上がる方向を構築するべくゼロベースで全ての方法を見直すべきであるというふうに取りまとめいただければ、私は廃止という結論自体にこだわっているわけではございません。

○井出委員

よろしいでしょうか。それでは、先ほど様々御意見がありました。廃止という御意見も多かったことを含めて、水上先生のお言葉を借りると、基本的にはこの事業を、ゼロベースという形で在り方を、これは外部の方も入れて在り方の検

討を、できれば早急に措置を頂いて、この事業の在り方、あるいは今後どうするか、この事業を続けていくのであれば本当にどうしていくかということを御検討いただく中で、事業全体の抜本的改善が必要であるという結論にさせていただきたいと思います。

○行政改革推進室長

ありがとうございました。本事業につきましては終了といたします。これで、本日の公開プロセスにつきましては全て終了をいたします。2日目の日程でございますが、明日、6月24日、火曜日、13時30分よりこの専用23会議室で開催いたします。本日はありがとうございました。